

令和5年度
地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業

公募の手引き

第8.0版 令和6年2月14日

地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業 事務局

本資料について

- 本資料は、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業（以下「本事業」という）への申請に際し、公募要領や制度について解説することを目的とした資料です
- 本資料は、公表時点での制度解釈や運用ルールに沿って作成されているものであり、今後、変更される可能性があります
- 本事業における不明点については、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業 事務局（地域観光再生事務局）までお問い合わせください
 - お問い合わせ 0570-041102
 - 問い合わせ対応時間 9:00～17:00（土日祝日を除く）

※ 伴走支援開始後は、専任の伴走担当が手続き等をサポートします
- 特設Webサイト上に本事業に関する情報を順次更新しますので、適宜ご確認ください
 - URL : <https://kankosaisei-chiiki.net/>

目次

1 : 事業全体の流れ	P.4
2 : 本年度事業の概要	P.14
3 : 公募要件	P.21
4 : 伴走支援	P.25
5 : 計画申請と計画審査	P.30
6 : 補助対象事業	P.59
付録：地域公募申請から計画申請までの業務フロー詳細	P.92

1：事業全体の流れ

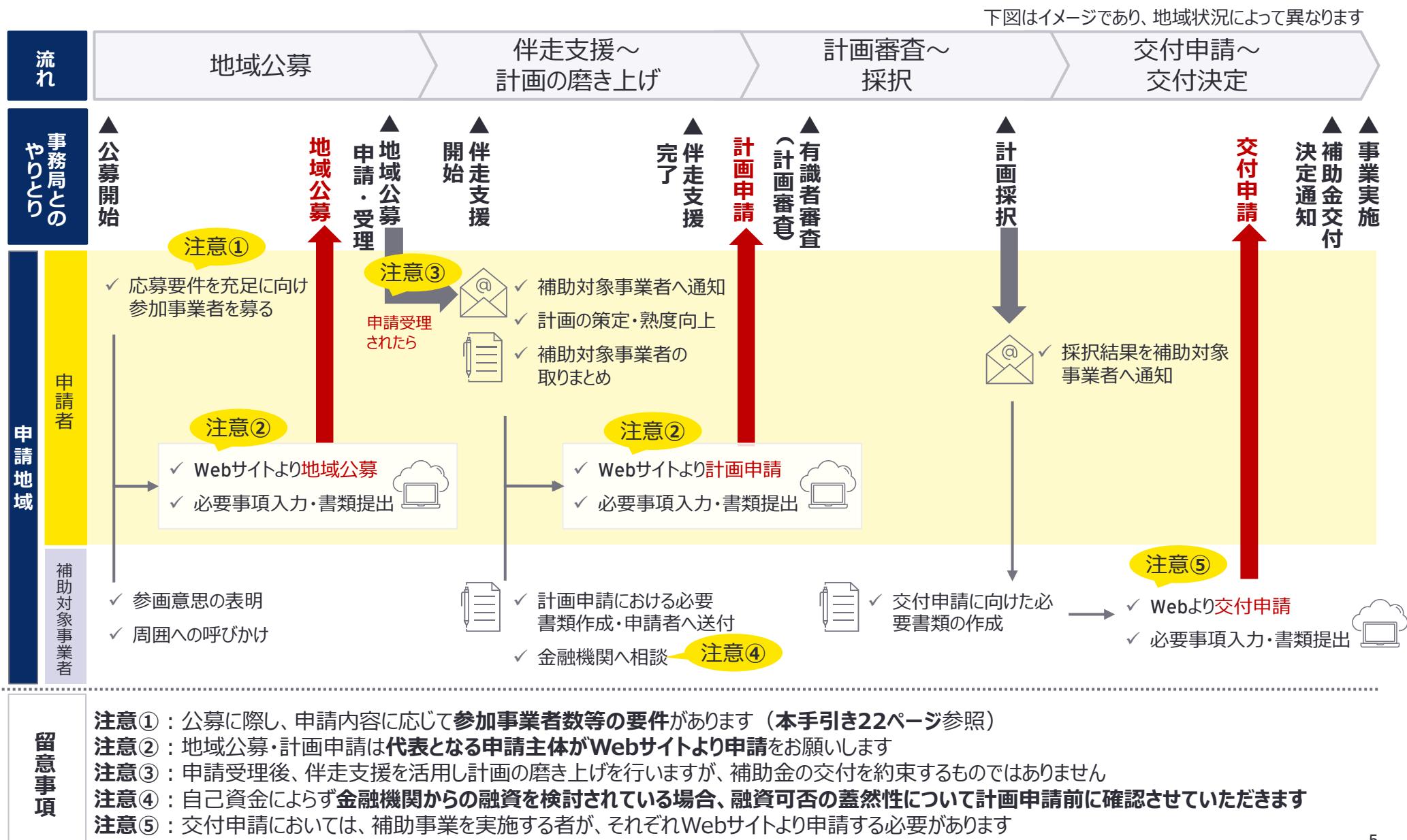
本事業の流れ

本事業の流れの詳細

- ①事業趣旨・制度概要の理解
- ②地域公募申請時の手続き
- ③計画策定・伴走支援の概要
- ④計画申請の手続き・計画審査の概要
- ⑤～⑦計画採択以降の手続き

本事業の流れ

交付決定までの流れは以下の通りです。代表となる申請主体が取りまとめを行い、システム上で一括して申請していただく必要があります



伴走支援を活用し地域計画の策定に取り組みます。一定水準に達した段階で計画申請を行い、審査に諮ります。採択となった場合は、必要な交付申請手続きを経て、事業を実施します

①

事業趣旨・制度概要の理解

②

地域公募申請

③

地域公募申請受理

④

計画策定・伴走支援

計画申請

⑤

計画審査

計画採択

⑥

交付申請

交付決定

⑦

補助対象事業実施

事業完了

完了実績報告～補助金交付

事業全体の流れ

- ▶ 本事業の目的や制度概要を理解します
- ▶ 面的に観光地を再生・高付加価値化する意欲のある地域を公募します
- ▶ 事務局による伴走支援を活用しながら、地域計画の策定に取り組みます
- ▶ 伴走支援等により一定水準に達した地域計画は、有識者による審査に諮ります
- ▶ 計画審査の結果、採択となった地域計画に基づく個別の事業について交付申請手続きを行っていただき、事務局による審査を経て交付決定されます
- ▶ 交付決定後、補助対象事業を開始し、実施期間内に精算まで完了させます
- ▶ 補助対象事業の完了実績報告を事務局に提出します
- ▶ 事務局による検査を経て補助金額を確定し、補助金を交付します

本資料のカバー範囲

まずは、本事業の位置付けや事業趣旨、制度概要を理解します

1

事業趣旨・制度概要の理解

2

地域公募申請

3

地域公募申請受理

4

計画策定・伴走支援

計画申請

5

計画審査

計画採択

6

交付申請

交付決定

7

補助対象事業実施

事業完了

完了実績報告～補助金交付

①事業趣旨・制度概要の理解

■ 本事業の位置付けの理解 ※本手引き15ページ参照

- ▶ 本事業は、日本の観光需要回復・観光立国復活のために必要である「観光地・観光産業の価値変革し、高付加価値で持続可能な観光地づくりの実現」を後押しする取組

■ 事業趣旨の理解 ※本手引き16ページ参照

- ▶ 宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去、面的DX化等の取組の支援について、計画的・継続的に支援できるように制度を拡充することで、観光需要の拡大、収益・生産性向上等の実現を図ります
- ▶ 上記を通じて、インバウンド需要を回復・拡大し、コロナ禍からの需要回復、地域活性化を実現し、地域・産業の「稼ぐ力」の回復・強化を図ります

■ 令和4年度事業からの変更点の理解 ※本手引き19-20ページ参照

- ▶ 観光施設改修の補助上限引き上げ
- ▶ 面的DX化事業の追加
- ▶ 事業実施期間の延長

公募要件を確認し、必要書類を準備した上で、Webサイトから電子申請を行います

②地域公募申請時の手続き 1 / 2

1

事業趣旨・制度概要の理解

2

地域公募申請

3

地域公募申請受理

4

計画策定・伴走支援

計画申請

5

計画審査

計画採択

6

交付申請

交付決定

7

補助対象事業実施

事業完了

完了実績報告～補助金交付

■ 公募要件の確認 ※本手引き22ページ参照

- ▶ 原則5者以上（1者以上の宿泊事業者含む）の民間事業者・団体の参加
- ▶ 面的DX化を申請する場合は、地域における相当程度の数の事業者の参加

■ 申請者の条件の確認（①～③いずれか）※本手引き22ページ参照

- ① 計画の対象地域を管轄する自治体
 - ② 計画の対象地域のマーケティング・マネジメントを行う観光地域づくり法人（DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けている法人）
 - ③ 計画の対象地域に所在する民間事業者・団体
- ※ ②③は地域公募申請までに、地域計画の対象地域を管轄する全ての自治体へ計画策定に関し事前通知を行う必要あり

公募要件を確認し、必要書類を準備した上で、Webサイトから電子申請を行います

②地域公募申請時の手続き 2 / 2

1

事業趣旨・制度概要の理解

2

地域公募申請

3

地域公募申請受理

4

計画策定・伴走支援

計画申請

4

計画審査

5

計画採択

交付申請

6

交付決定

補助対象事業実施

7

事業完了

完了実績報告～補助金交付

■ 広域連携の要件の確認 ※本手引き23ページ参照

- ▶ 地域を跨いだ広域的なエリア設定を行うことも可能
(各エリアが観光地として認識されていること。観光資源を結びつけることで、個々の資源の魅力を高め、エリア全体の消費額を相乗的に高める取組を行うこと)
- ▶ 連携に疑義のあるエリアや事業者が含まれている場合、広域エリア全体の評価を下げる可能性があることに注意
- ▶ 同一地域から複数の申請を行う場合、それぞれの計画のビジョン及びコンセプトが異なることを条件に申請地域の重複を許容
(参加事業者の重複がないことを前提)

■ 地域公募申請の手続き

- ▶ Webサイトより電子申請を実施
 - 申請フォームの指定項目を入力：Webサイトに掲載される別紙「電子申請の手引き」を参照
 - セルフチェックリストの作成・提出
※記入方法は別紙「セルフチェックリスト」参照
 - 地域公募に係る申請に際して、既に地域計画の案が整っている場合は、提出が可能

事務局による伴走支援を活用しながら、地域計画の策定に取り組みます

③計画策定・伴走支援の概要 1 / 2

1

事業趣旨・制度概要の理解

2

地域公募申請

3

計画策定・伴走支援

4

計画申請

5

計画審査

6

計画採択

7

交付申請

8

交付決定

補助対象事業実施

9

事業完了

完了実績報告～補助金交付

■ 活用できる支援内容の確認 ※本手引き26-29ページ参照

- ① 地域計画構想ツールを用いた事業推進基盤の構築
- ② 計画申請に向けた計画の磨き上げ

■ 代表となる申請主体による計画の策定

- ▶ 【様式 1】地域計画
 - ・ 申請要件：本手引き37-40ページ参照
 - ・ 記入方法：別紙「サンプル」参照
- ▶ 【様式 2】面的DX化計画（必要な場合のみ）
 - ・ 申請要件・項目の記入方法等
※別紙「面的DX化 公募の手引き」参照

■ 個別事業者による計画の策定

- ▶ 【様式 3】個別事業計画
 - ・ 申請要件：本手引き42-45ページ参照
 - ・ 記入方法：別紙「サンプル」参照

事務局による伴走支援を活用しながら、地域計画の策定に取り組みます

③計画策定・伴走支援の概要 2 / 2

1

事業趣旨・制度概要の理解

2

地域公募申請

3

計画策定・伴走支援

4

計画申請

5

計画審査

6

計画採択

7

交付申請

8

交付決定

9

補助対象事業実施

10

事業完了

11

完了実績報告～補助金交付

■ 個別事業者による計画の策定

- ▶ 【様式 4】収支改善計画

- 記入方法：別紙「サンプル」参照

- ▶ 【様式 5】債務償還年数チェックシート

- 補助率 2 / 3 要件の詳細：本手引き55-58ページ参照

■ その他留意点

- 補助対象事業の詳細：本手引き60-78ページ参照

- 補助対象工事の詳細：本手引き80-82ページ参照

- 補助対象経費の詳細：本手引き84-86ページ参照

- 複数年度申請：本手引き88-89ページ参照

- 事前着手制度：本手引き91ページ参照

伴走支援等により一定水準に達した地域計画は、有識者による審査に諮ります

④計画申請の手続き・計画審査の概要

1

事業趣旨・制度概要の理解

2

地域公募申請

3

地域公募申請受理

4

計画申請

計画審査

5

計画採択

交付申請

6

交付決定

7

補助対象事業実施

事業完了

完了実績報告～補助金交付

■ 審査基準の確認

- ▶ 【様式 1】地域計画 : 本手引き37-40ページ参照
- ▶ 【様式 2】面的DX化計画 : 本手引き46ページ参照
- ▶ 【様式 3】個別事業計画 : 本手引き42-45ページ参照

■ 計画申請時の提出書類の準備・留意点の確認

- ▶ 提出書類
 - 【様式 3】個別事業計画 : 本手引き33-34ページ参照
 - 【様式 5】債務償還年数チェックシート : 本手引き35ページ参照
- ▶ 留意点・補足事項 : 本手引き48-53ページ参照

■ 計画申請の手続き

- ▶ 申請方法 : Webサイトに別途掲載される「電子申請の手引き」を参考

計画採択となった場合は、必要な交付申請手続きを経て、事業を実施します。各種手続きの詳細については、別途Webサイトに掲載される各種資料をご確認ください

⑤～⑦計画採択以降の手続き

1

事業趣旨・制度概要の理解

2

地域公募申請

3

地域公募申請受理

4

計画策定・伴走支援

5

計画申請

計画審査

計画採択

交付申請

6

交付決定

補助対象事業実施

7

事業完了

完了実績報告～補助金交付

■ 交付申請の手続き

- ▶ Webサイトに別途掲載される「**交付申請の手引き**」等を参照

■ 補助対象事業実施の手続き

- ▶ Webサイトに別途掲載される「**補助対象事業実施の手引き**」等を参照

■ 完了実績報告の手続き

- ▶ Webサイトに別途掲載される「**補助対象事業実施の手引き**」等を参照

2：本年度事業の概要

本事業の趣旨

本事業で目指すこと

地域での面的な取組

面的な取組の実施意義

令和4年度事業からの変更点

>制度拡充の要点

本事業の趣旨

令和5年度事業「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」では、地域・産業の「稼ぐ力」を回復・強化するための取組を支援します

本事業の位置づけ

本事業は、日本の観光需要回復・観光立国復活のために必要である
「観光地・観光産業の価値変革し、高付加価値で持続可能な観光地づくりの実現」を後押しする取組



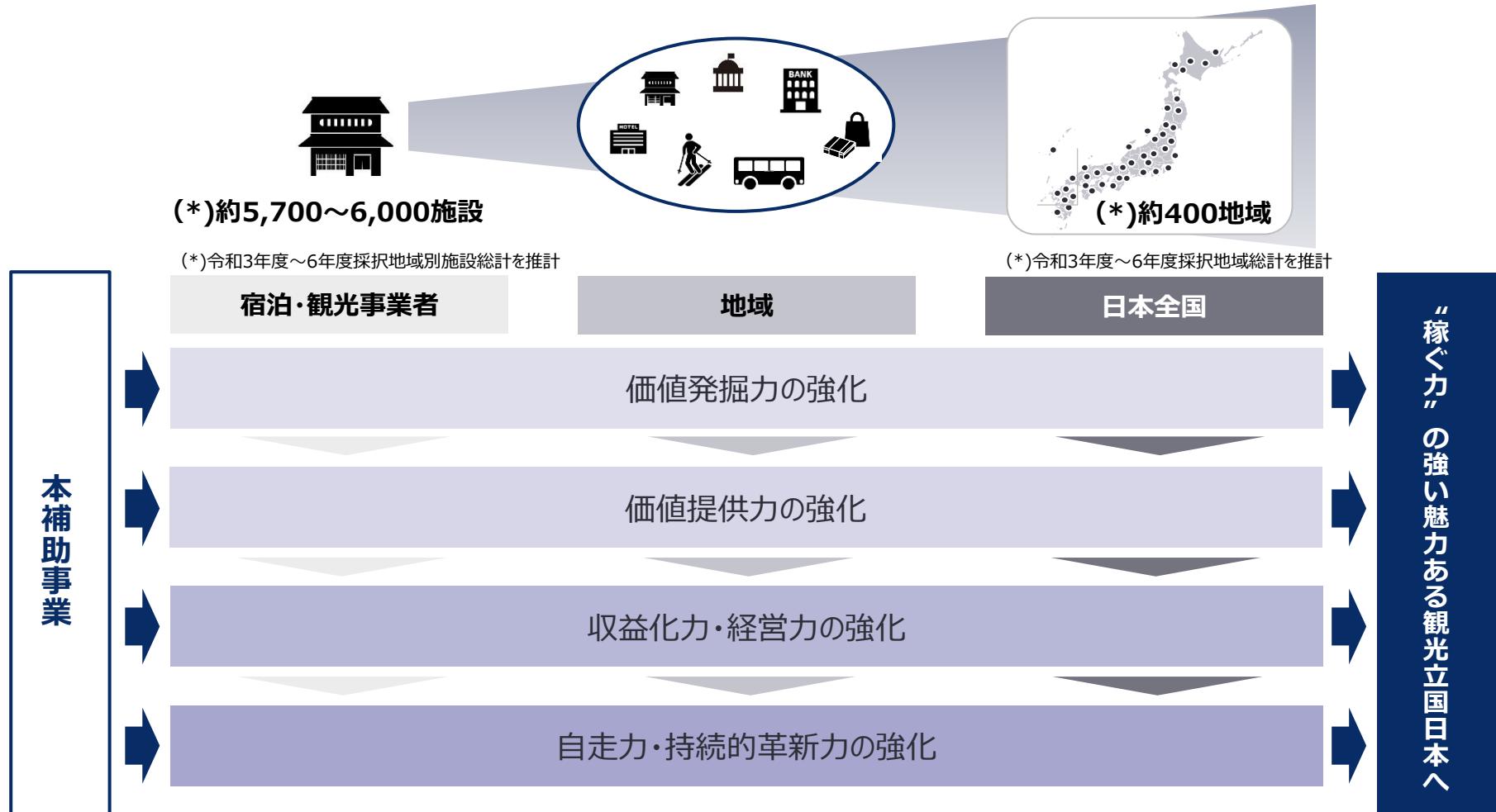
【事業趣旨】

- 宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去、面的DX化等の取組の支援について、計画的・継続的に支援できるように制度を拡充することで、観光需要の拡大、収益・生産性向上等の実現を図ります
- 上記を通じて、インバウンド需要を回復・拡大し、コロナ禍からの需要回復、地域活性化を実現し、地域・産業の「稼ぐ力」の回復・強化を図ります

本事業で目指すこと

本事業を通じて、全国の自治体・事業者による面的な取組が継続され、高付加価値化に向けた取組が各観光地で自走化していくことで、地域・産業の「稼ぐ力」を強くします

本事業は、日本全国数百地域（自治体・DMO）及び多数の観光事業者の計画策定支援及び改修事業支援をおこなうことで、中長期的に日本全国の観光地が旧来型観光から脱却して「高付加価値で持続可能な観光地域づくり」を目指します



本事業をきっかけとして、自治体・事業者による「**面的な取組**」が継続され、中期活動計画に基づき「高付加価値化」に向けた変革や運営が継続されることで、日本全国の観光地・観光産業で**高付加価値化**に向けた取組が「**自走化**」していくことが本事業の大きな目標

地域での面的な取組

地域で立案する「地域計画」に基づき、地域による面的な取組を推進していただきます

地域で立案する「地域計画」に基づき、
地域一体となり各事業者による事業を推進をしていただきます

「施設改修・実証実験等」を通じた、地域全体での面的な取組により、観光地としての稼ぐ力を向上させる**地域計画**

地域計画のビジョン・コンセプトに基づき、各事業者が作成する**個別事業計画**



地域での面的な取組

地域一体となった取組をすることで、事業者単位での取組の実施と比較してメリットが大きく、地域の観光産業の発展につながり、結果として事業者単位にも還元が見込めます

面的な取組

地域内の多様な関係者（自治体、DMO・DMC、観光・交通事業者、金融機関、等）が相互に連携し、**合意形成されたビジョン・コンセプトのもと**で関係者が一体となって各社ごとの役割に沿った機能拡充や高付加価値化をおこなうこと

	多様化するニーズへの対応	観光コンテンツの多様性	回遊性の創出	PR力	改修コスト
1 事業者による取組	△ 対応できるニーズは限られる	△ 提供できるコンテンツは限られる	✗ 回遊性は生まれない	△ 様々な層へのPRは難しい	✗ 幅広い層への対応は膨大な改修費となる
面的な複数事業者による取組	○ 対応できるニーズが拡大できる	○ 役割分担したコンテンツ提供	○ 施設・設備の相互利用	○ 様々なデータによるPRが可能	○ 資産共有による効率化

面的な取組のメリット

- ① 地域内の関係者が連携して大きな事業体となることで、コストやリスクを低減して、効果的・持続的な高付加価値化を実施できる
- ② 他地域と差別化された付加価値の高い観光体験によって多様なターゲット層のニーズを充足し来訪機会滞在時間が増えることで、観光消費額増につながる

令和4年度事業からの変更点

令和5年度は、観光施設改修の補助上限の引き上げや、新メニュー追加、複数年度対応等の制度拡充が実施されております

補助対象事業

事業実施期間

令和4年度 地域一体型	
個別補助メニュー	補助上限
宿泊施設の高付加価値化	10,000万円
観光施設の改修	500万円
廃屋の撤去	10,000万円
公的施設の観光目的での利活用のための民間活力の導入	2,000万円
交通関係事業 別事業化※1.2	500～5,000万円
実証実験	1,000万円

※1:国土交通省「交通・観光連携型事業」として実施あり

※2:一部実証運行等に関して、実証実験へ包含

参照先：国土交通省「交通・観光連携型事業
(地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化)」
公式HP (<https://kankosaisei-kotsu.net/>)

単年度 (令和4年度)

令和6年度	
個別補助メニュー	補助上限
①宿泊施設の高付加価値化	10,000万円
②観光施設の改修 拡充	1,000万円 (2,000万円)※3
③廃屋の撤去	10,000万円
④公的施設の観光目的での利活用のための民間活力の導入	2,000万円
⑤実証実験	1,000万円
⑥面向的DX化※4 追加	申請主体に2,000万 (5,000万円)※5

※3：補助対象事業者が「面向的DX化」にも参加する場合は、補助上限が2,000万円

※4：地域計画とともに面向的DX化計画を提出していただく必要があります

※5：面向的DX化の効果が特に高い場合は補助上限が5,000万円

単年度もしくは2カ年 (令和5年度～令和6年度)

※ただし、第4回計画申請においては事業実施期間は令和6年度以降(※)となります。

(※詳細な期間については事務局又は伴走担当者から連絡いたします。)

本年度は制度が拡充され、より大規模な改修やより面的な取組の実施を可能にすることを狙いに実施されます

拡充・追加された補助対象事業	変更点		狙い
	昨年度事業	今年度事業	
拡充 観光施設改修の補助上限引き上げ	500万	1,000万	<ul style="list-style-type: none"> ✓ より多くの観光事業者の参画・高付加価値化改修の実施
追加 面的DX化事業の追加	なし	追加	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域一体となった収益力向上・経営効率化
事業実施期間	単年度	今年度事業 単年度 もしくは 2カ年※	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 単年度では実施できない大規模な宿泊施設・観光施設のハード改修の実施

※ただし、第4回計画申請においては事業実施期間は令和6年度以降（※）となります。 20

（※詳細な期間については事務局又は伴走担当者から連絡いたします。）

3：公募要件

公募への申請要件

- >公募に関する補足
- >広域連携に関する評価基準
- >宗教法人の取り扱いについて

申請要件を満たした申請主体者が地域代表となり、審査システムを通じて応募いただきます

申請者となる者の条件（①～③いずれか）	補助対象事業（※1）	補助対象事業者
① 計画の対象地域を管轄する自治体	① 宿泊施設の高付加価値化改修（※2）	宿泊事業者等
② 計画の対象地域のマーケティング・マネジメントを行う観光地域づくり法人 (DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けている法人)	② 観光施設の改修（※3）	民間事業者等
③ 計画の対象地域に所在する民間事業者・団体 なお、②③は地域公募申請までに、地域計画の対象地域を管轄する全ての自治体から計画策定に関し事前通知を行う必要があります	③ 廃屋の撤去	民間事業者等
	④ 公的施設の観光目的での利活用のための民間活力の導入	自治体等
	⑤ 実証実験	自治体等 民間事業者等
	⑥ 面的DX化	地域における相当程度の数の民間事業者等

【特記事項】

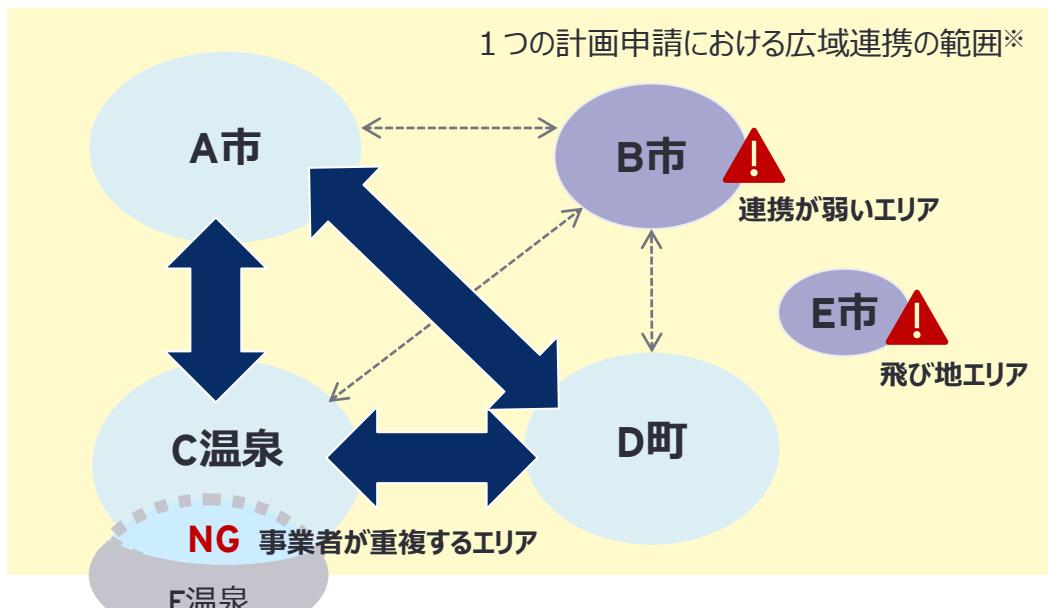
- （※1）申請要件として必要最低事業者数が定められています
補助対象事業①～⑤を申請する場合は、原則5者以上（1者以上の宿泊事業者含む）の民間事業者・団体の参加すること
補助対象事業⑥を申請する場合は、地域における相当程度の数の事業者が参加すること
補助対象事業①～⑥を申請する場合は、どちらの要件も満たすこと
- （※2）旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者とします。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除きます
- （※3）風俗営業事業者については一部を除いて対象外
- 複数の業種が一体となった申請が望まれます（その中に宗教法人を含む場合に関するルールの詳細は本手引き24ページ参照）

広域での申請にあたっての留意点

広域での申請をする際は、下記の留意点を踏まえたうえで申請ください

- ▶ 各エリアが観光地として認識されていること
- ▶ 観光資源を結びつけることで、個々の資源の魅力を高め、**エリア全体の消費額を相乗的に高める取組**を行うこと
(例えば、街並み・景観の高付加価値化のための施設改修や、面的DX化等の取組を各エリアで連携して展開する、等)

<広域連携のイメージ>



⚠️ 連携が弱いエリア・飛び地エリア

1申請（広域連携の範囲）ごとに評価を実施するため、連携に疑義のあるエリアが含まれる場合は**全体の評価を下げる可能性がある**

NG 事業者が重複するエリア

同一地域からの複数申請も可能※であるが、申請対象地域内において**同一施設が補助対象として重複することは認められない**

凡例



広域連携に参加する地域



広域連携と別申請を行う地域



強い相互連携



弱い相互連携

※ 広域連携と別申請を行う地域がある場合には、それぞれの地域計画のビジョン・コンセプト・ターゲット等が異なることが条件

申請する様々な業種の中で宗教法人から申請があった場合は以下を基に慎重に補助の可否を判断します

認められるものと具体例

- ▶ **特定の宗教の目的ではなく、地域計画の達成のために、宗教法人以外の事業者と横並びで行う施設改修**
 - ✓ それ自体では宗教法人に利益を生まない、寺社仏閣の外観に係る改修
 - ✓ バリアフリー整備のための改修
 - ✓ 宗教法人格か否かを問わず実施する、「地域」のための宿坊※（不特定多数の観光客が利用可）の改修

※「宿泊施設の高付加価値化改修」とする場合は、旅館業法の営業許可の取得が必須

認められないものと具体例

- ▶ **改修によって生じた利益がもっぱら特定の宗教の信仰を助長するもの**
 - ✓ 宗教法人がテナント貸している土産物屋であって、補助金による改修後にテナント料を値上げするようなケース
 - ✓ 宝物館の改修（宗教の信仰に関する関与の度合いも高く、また補助の必然性も薄いため）
 - ✓ 仏像、観音像等の改修

【特記事項】

- ▶ 文化財保護法により定められた文化財、地方自治体の文化財保護条例等により定められた文化財に関しては、国や自治体の定めるルール・手順に従っていることを前提に上記の観点から補助の可否を判断します

4：伴走支援

地域公募申請受理後の伴走支援とは
>セルフチェックリストの利用方法

地域公募申請受理後の伴走支援とは

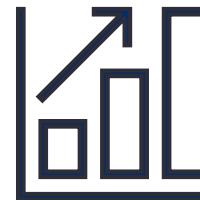
計画の作成に向け、多様な専門性を持つ伴走支援チームがお手伝いします

伴走支援チーム



ブランディングの専門家

地域の魅力を引き出すコンセプトづくりや、計画の進行をサポートします



経営コンサルタント

経営状況や地域課題の分析を通して、経営強化や地域への波及効果をサポートします



観光アドバイザー

観光資源に精通し、地域の特色を活かした計画づくりや事業実施をサポートします



建設コンサルタント

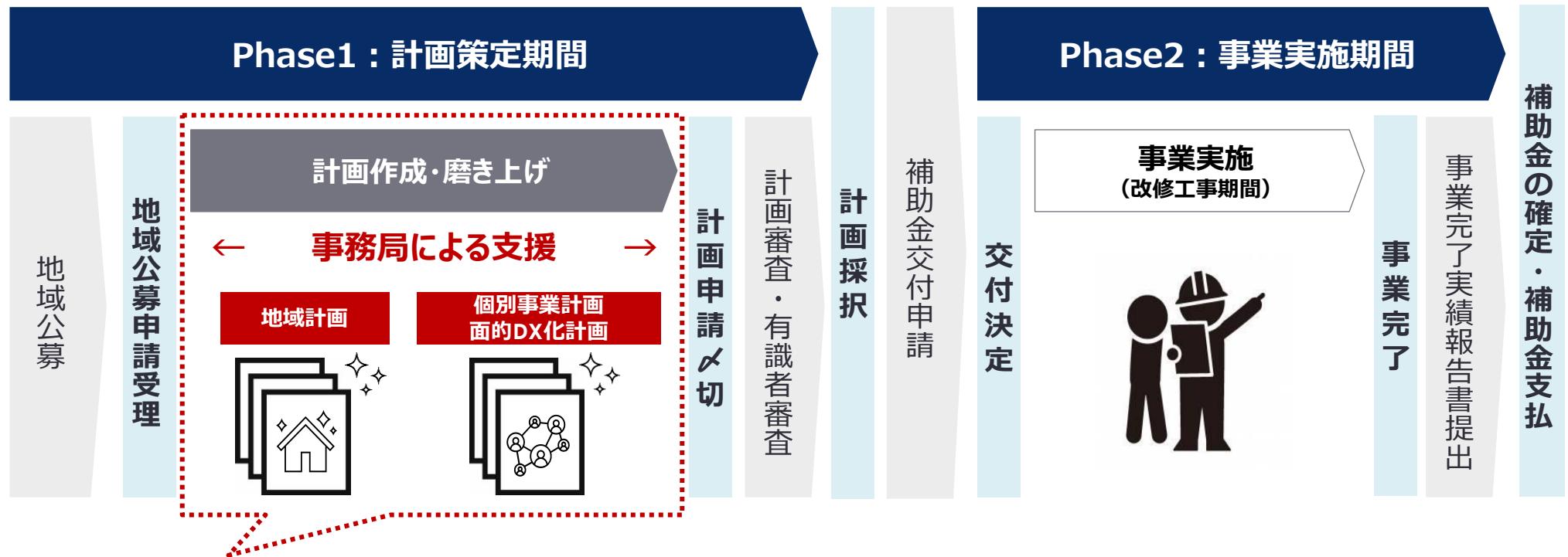
施設改修・まちづくりの専門家として、ハード改修の計画づくりと実施をサポートします

その他、地域のニーズに即した専門家の支援を受けられます

※地域計画の策定にあたり、外部のコンサルティング会社を活用することは妨げませんが、あくまで計画策定の主体は申請地域であることを求めます

地域公募申請受理後の伴走支援とは

地域公募申請受理後、事務局が伴走支援を行います。計画申請に向けて、各地域の計画策定に係る取組を幅広くサポートします

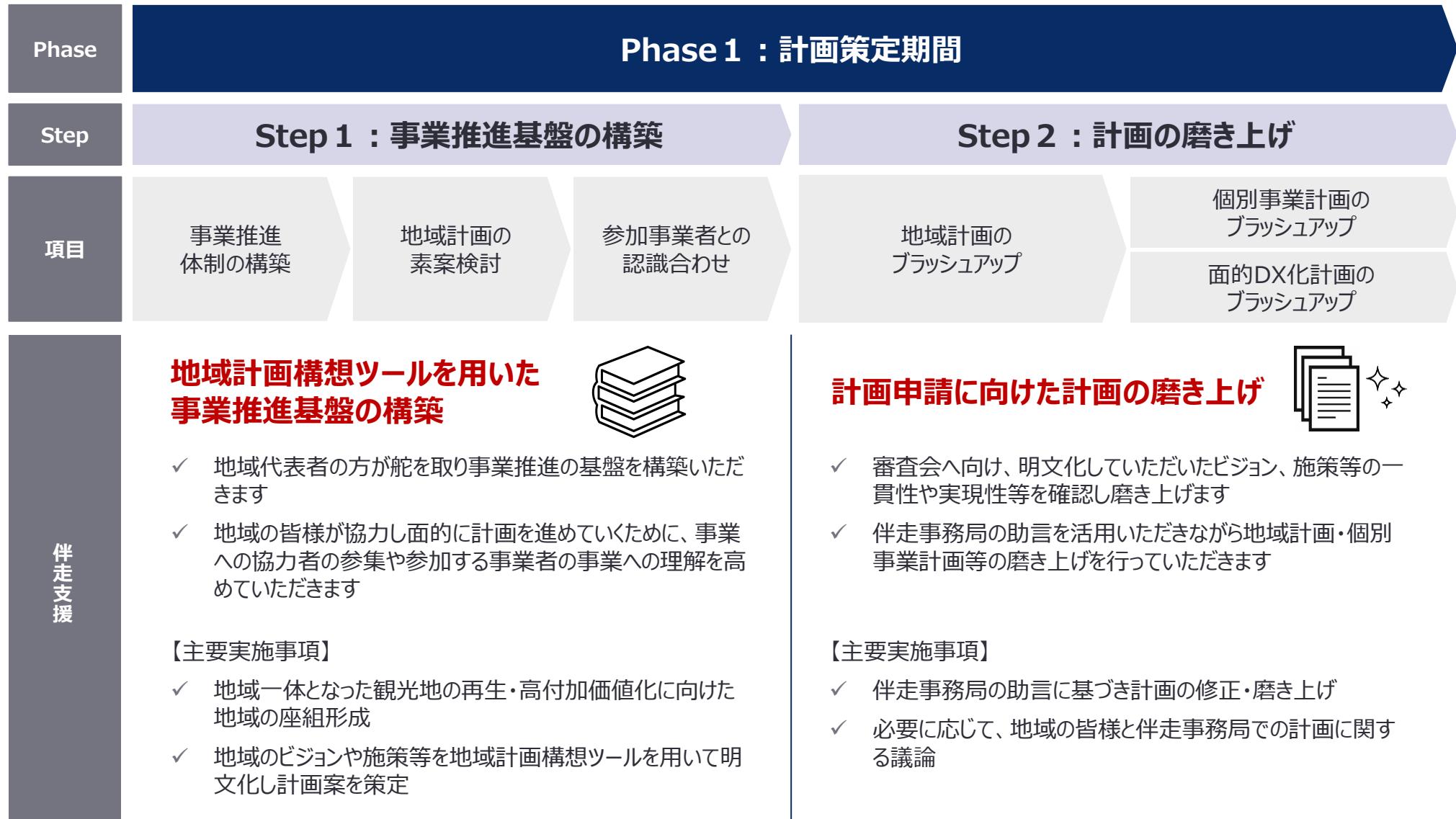


伴走支援では、計画策定に係る以下の取組を幅広くサポートします

- ✓ 地域全体の課題抽出・整理
- ✓ 地域全体の課題解決の方向性検討
- ✓ 地域が目指す方向性・コンセプトの策定
- ✓ 個別事業者ごとの経営課題をふまえた事業革新の方向性検討
- ✓ 事業計画と連動した施設改修等の検討
- ✓ 必要な投資金額に関する見積・回収プランの検討
- ✓ 地域全体の計画と個別事業の整合・取りまとめ
- ✓ 金融機関と連携した事業性の担保
- ...

地域公募申請受理後の伴走支援とは

計画の策定に向け、地域の皆様の実情を踏まえ2つのステップに分け伴走支援を行います



セルフチェックリストを伴走事務局と共有・活用いただきながら計画申請に向けた進捗をチェックいただきます

セルフチェックリスト の目的

計画申請までの全体のタスク及び準備状況を把握していただき、計画申請に向けスムーズに準備を進めていただくこと

※セルフチェックリストの完成は計画の採択をお約束するものではありません

セルフチェックリスト

対応	#	項目	内容
必須	I	事業推進体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 計画を策定・実施していく上での各関係者の協力の承諾を得ている …
	II	地域計画の素案検討	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 計画を策定するにあたっての素地となる情報の整理ができている …
	III	参加事業者との認識合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業への参加を予定している事業者が事業を理解しており要件も理解している …
任意	IV	地域計画のブラッシュアップ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域計画が中長期的であり、ビジョン達成に向け適切なコンセプト・ターゲットが設定されている …
	V	個別事業計画のブラッシュアップ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個別事業計画が地域計画と整合している ▶ 個別事業計画が補助対象に含まれている …

※伴走支援開始時に必要に応じてセルフチェックリストについて、面談を実施させていただく可能性がございます

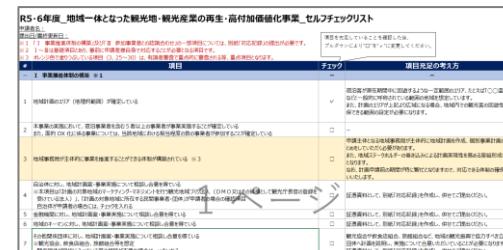
セルフチェックリストの活用

【地域公募時】

- ✓ 地域公募時点での対応が完了している事項をチェック
※地域公募時の提出物に含まれます
- ✓ 計画申請までの全体像を理解いただき、地域のその時点での現状を把握していただく

【伴走支援時※】

- ✓ 伴走支援を活用しながら対応事項を推進・チェック
- ✓ 伴走事務局と共有しながら進捗等を管理



The screenshot shows a survey form titled 'RS-6年度_地域一帯となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業_セルフチェックリスト'. It includes sections for '事業概要(複数選択可)', '申請書類(複数選択可)', '申請書類(複数選択可)', and '申請書類(複数選択可)'. There are numerous checkboxes for respondents to mark their status regarding various items listed in the questions.



5：計画申請・計画審査

計画申請における提出書類

- >個別事業計画添付書類
- >債務償還年数チェックシート

地域計画-申請要件・審査基準

個別事業計画・面的DX化計画-申請要件・審査基準

計画申請における留意点

- >高付加価値化
- >事業者の追加・辞退
- >個別事業計画申請
- >経営形態別の申請及び工事範囲
- >不動産登記

宿泊施設の高付加価値化改修の補助率 2 / 3 要件

計画申請においては、地域の代表となる申請主体者様作成の「地域計画」と個別事業者作成の計画を併せて提出していただきます

地域計画（様式1）

※⑥面的DX化のみ申請する場合でも
様式1の提出が必要です



個別事業者を作成する計画（様式3～4）		
①	宿泊施設の高付加価値化改修	(様式3) (様式4)
②	観光施設の改修	
③	廃屋の撤去	(様式3)
③'	廃屋の撤去+再建（宿泊施設のみ）	(様式3) (様式4)
④	公的施設の観光目的での利活用のための 民間活力の導入	
⑤	実証実験	(様式3)

面的DX化を実施する場合 申請主体の作成する計画（様式2）		
⑥	面的DX化	(様式2)

「地域計画（様式1）」と全参画事業者の作成する計画（様式2～4）を揃えて
地域でまとめて計画申請いただきます

※計画申請以降は、申請した事業者の追加・変更は、原則認められません

計画申請における提出書類

計画申請における提出書類については、地域の代表となる申請主体者様にて作成・提出いただくものと、事業の代表者様・個別事業者様にて作成・提出いただくものがございます

様式1：地域計画

地域代表となる自治体・DMO等が作成・提出

2. 地域計画 E. 地域回遊時のカスタマージャーニー



「施設改修・実証実験等」を通じた、地域全体での面的な取組により、観光地としての稼ぐ力を向上させる計画

様式3：個別事業計画

個別事業者が各自で作成・提出

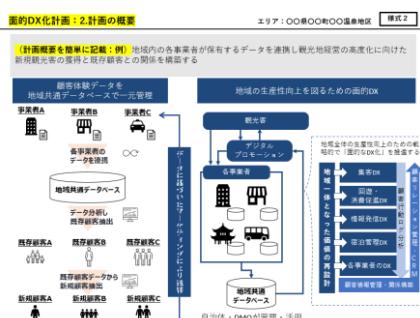
(様式3) 個別事業計画：①宿泊施設の高付加価値化改修

事業者名	所在地	代表的な改修
事業者名	所在地	改修工事前 代表的な改修対象の現状写真
事業者名	所在地	改修工事後 改修後イメージ写真 ※他施設の写真でも可
事業者名	所在地	改修工事前 改修工事後 改修工事前 改修工事後

地域計画と一貫性のある各事業者の改修計画/実証実験計画

様式2：面的DX化計画

代表となる申請主体が作成・提出



地域の生産性向上を目的とし、観光地の面的再生に資するDX化計画

様式4：収支改善計画

様式5：債務償還年数チェックシート※

個別事業者が各自で作成・提出

本事業実施による個別事業者の収支改善・利益向上等の目標数値を定めた計画

※様式5は補助率2/3を希望する事業者のみ作成

その他、補助対象事業メニューによって別途書類を添付していただきます

様式3 個別事業計画の補助対象事業①・②・③'・④についての添付書類は以下となっており、提出いただく必要がございます

補助対象事業 ①宿泊施設の高付加価値化改修／②観光施設の改修／③'廃屋の撤去＋再建／④公的施設の観光目的での利活用のための民間活力の導入			
提出	添付書類	内容	備考
全事業者	(1)レイアウト図又は基本設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 改修内容がわかるレイアウト図 ▶ もしくは 基本設計図書 	<p>※ 【基本設計図書 例】 概要書（対象面積）、仕様書・仕上げ表、配置図、平面図（仕上げが記載された図面）、断面図又は立面図（仕上げが記載された図面）、設備改修の場合は設備図</p>
	(2)概算見積書（内訳あり）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 計画している工事の中項目ごとの内訳が記載された概算見積書 	<p>※ 計画申請時には、計画予算の確認のための概算見積をご提出ください。工事計画のおよその内容がわかる程度の内訳（中項目）まで記載した概算見積書をご用意ください。部材単価・単位まで記載する必要はございません</p> <p>※ 交付申請時には、工事内容詳細が記載された見積書が提出必須となります。また金額の妥当性を判断するために、相見積も必要となります。交付金額は、交付申請時にご提出いただく工事内容詳細が記載された見積書をもって確定いたします</p>
	(3)不動産登記簿の写し	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和4年3月18日以前に建設され、対象施設に改修権限があると分かるもの 	<p>※ 発行日は、提出日起算として3か月以内のものをご準備ください</p> <p>※ 未登記の場合は、令和4年3月18日以前に建設されたことが分かる代替証憑（検査済証と固定資産課税台帳）をご準備ください。</p>
	(4)設計・施工工程表	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 既に入手している場合は、設計会社及び施工会社の工程表 	<p>※ 計画熟度を測るため、お手元にある場合はご提出ください</p> <p>※ 設計費を補助対象経費に含み申請する場合は、設計の工程表（スケジュール）も入手してください</p> <p>※ 計画申請時までに手元にない場合は、交付申請時には必ずご提出いただきます</p>
	(5)建築パース	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 施工後/再建後のイメージパース 	<p>※ より改修イメージがわかりやすくなるため、お手元にある場合はご提出ください</p>
宿泊施設のみ	(6)旅館業営業許可証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 旅館業法に基づく許可（ホテル営業／旅館営業／簡易宿泊営業／下宿営業）の写しを提出 	<p>※ 今後取得予定の方は、事務局にご報告の上、事業終了後3ヶ月以内に営業許可を取得いただきます</p> <p>※ 旅館業営業許可証に記載されている宿泊施設の名称、住所等が現在の情報と相違している場合は保健所等への変更受理書等の保健所押印のある文書等が必要となるため、併せてご提出ください</p>
	(7)高付加価値経営旅館等登録証、登録完了メール又は登録申請メールの写し	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」※による登録証等の写し 	<p>※ 経営ガイドラインへの登録は必須ではなく、計画審査における評価要素の一つです。一定程度計画審査に影響するものであるため、登録を受けることが望ましいです</p> <p>※ 準高付加価値経営旅館の登録証等でも可能</p>

※複数年度申請の場合は、熟度の高い基本設計図、概算見積書、設計・施工工程表をご用意いただきます

様式3 個別事業計画の補助対象事業③・⑤についての添付書類は以下となっており、提出いただく必要がございます

補助対象事業③廃屋の撤去

提出	添付書類	内容
必須	(1) 見積書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 工事内容の内訳ごとに金額が記された見積書 ▶ 汎えられない場合は廃屋撤去に必要な工事内容の内訳まで記した費用一式の概算見積
任意	(2) 撤去後の活用イメージ資料	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 撤去後の内容（仕様）のわかるより詳細な資料がある場合は提出（敷地図に撤去後設置する工作物や植栽等を図示し、撤去後の敷地活用のイメージコラージュや他社事例写真等を貼り付けた資料）
	(3)不動産登記簿の写し	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和4年3月18日以前に建設され、対象施設に改修権限があると分かるもの

※③'廃屋の撤去 + 再建については前頁を参照してください

補助対象事業⑤実証実験

提出	添付書類	内容
必須	(1) 見積書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 工事内容の内訳ごとに金額が記された見積書 ▶ 汎えられない場合は実証実験に必要な項目内訳まで記した費用一式の概算見積
任意	(2) 事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 計画・実施時期等がわかる詳細なスケジュールがある場合は提出
交通実証を 実施する場合 任意	(3) 関係機関等との議事録	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自治体との調整の有無、調整予定、調整内容に関する議事録、等 ▶ 事業主体（運行事業者、道路管理者、交通管理者）との協議に関する議事録、等 ▶ 所管官庁（運輸局、運輸支局等）との協議に関する議事録、等

様式5 債務償還年数チェックシートについての添付書類※1は以下になります

補助対象事業①宿泊施設の高付加価値化改修 で2/3補助※2を申請する場合

提出	添付書類	内容
必須	(1) 貸借対照表、勘定科目内訳明細書、返済予定表もしくは借入残高明細書 (令和4年3月31日時点のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和4年3月31日時点の長短期借入金の残高、内訳が確認できる書類
	(2) 損益計算書 (令和2年3月31日以前の直近のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和2年3月31日以前の直近の営業利益・減価償却費が確認できる書類

※1 計画申請時の様式5添付書類の提出有無や提出方法については、別途事務局よりご案内いたします

※2 第4回採択地域については、計画採択時に補助上限額や計画対象エリアに関して制約がかかる可能性がございます。

地域計画 申請要件・審査基準

地域計画の申請要件・審査基準は以下のとおり定められています

申請要件

必要最低事業者数

- ▶ 地域計画は原則5者以上（1者以上の宿泊事業者含む）の民間事業者・団体の参加が必要
- ▶ 面的DX化を申請する場合は、地域における相当程度の数の事業者が参加することが必要

審査基準

ビジョン・コンセプト

- ▶ 中長期を見据えた地域全体としてのビジョンが地域の現状や特性等を踏まえて適切に設定されており、かつ、計画のコンセプトがビジョンに沿ったものとして適切に設定されているか

面的な取組

- ▶ 計画対象エリアに対して十分な数の事業者の巻き込みができておらず、かつ、滞在価値の向上、長期滞在・再訪の促進等に資する改修等を面的に実施する取組が計画の中に含まれているか

面的DX化計画

- ▶ 観光地全体の生産性・消費額の向上等に資する面的DX化が行われているか
※ 面的DX化の申請は、必須ではなく、評価要素の一つになります

詳細：本手引き38-40ページ及び46ページ参照

地域計画の審査においては、以下の3項目を踏まえて審査します 以降、面的な取組におけるポイントについて説明します

1 ビジョン・コンセプトの設定

- ▶ 現状を的確に把握し、地域特性を分析できていること
- ▶ 地域特性を踏まえた具体的なビジョンを策定できていること
- ▶ ビジョンに沿った独自のコンセプトが適切に設定されていること
- ▶ 独自のコンセプトに基づき、中長期を見据えたビジョン達成が適切に設定されていること

2 面的な取組

- ▶ 計画対象エリアに対して十分な数の事業者の巻き込みができていること
- ▶ **滞在価値の向上、長期滞在・再訪の促進等に資する改修等を面的に行う取組（※）であること**

（※）計画対象エリアに含まれる一部エリア（一本の通り、又は代表的な観光施設等の周辺エリア、等）において、宿泊施設・観光施設等が一斉に改修を行う、又は景観の高付加価値化を行う等の取組

詳細次ページ

3 その他の事項

- ▶ 観光地全体の生産性・消費額の向上等に資する面的DX化が行われているか
- ▶ 面的DX化の申請は、必須ではなく、評価要素の一つになります

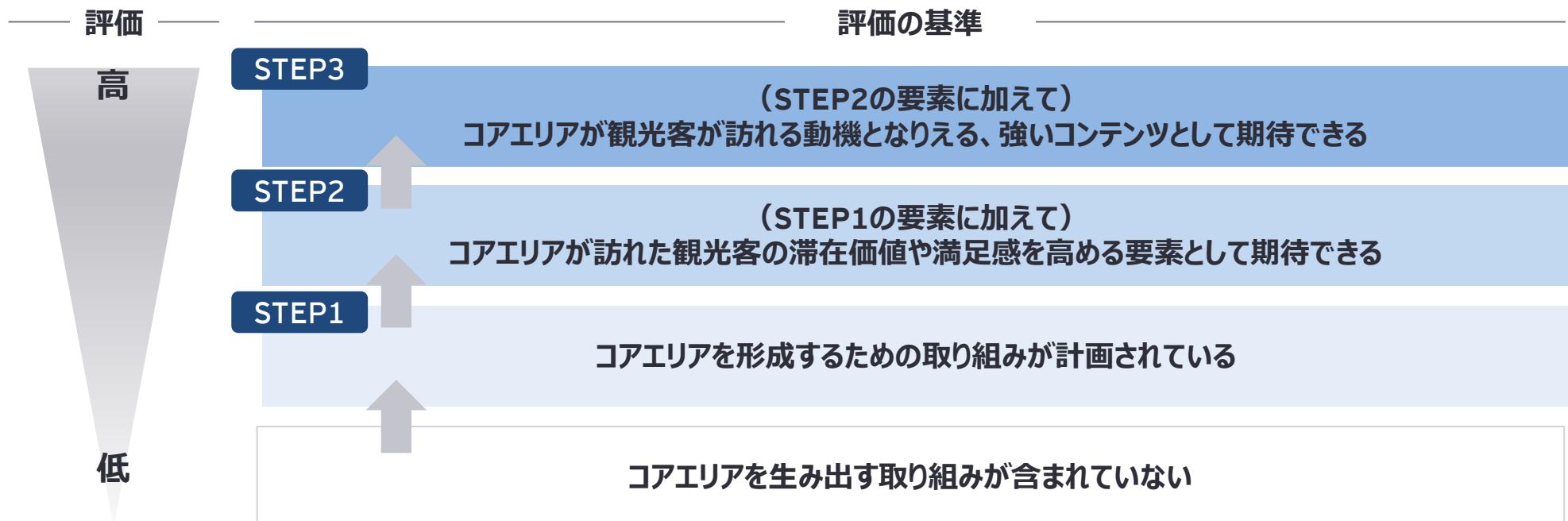
面的な取組のポイント

本事業では「面的な取組」を重要視しており、計画対象エリアの中で観光客が訪れる中心となるエリアの景観の高付加価値化を目指す取り組みについて、重点的に審査を行います

■ 審査基準「面的な取組／滞在価値の向上、長期滞在・再訪の促進等に資する改修等を面的に行う取組」の詳細

➢ 本事業では「面的な取組」を重要視しており、計画対象エリアで観光客を迎える観光地の顔となり、滞在価値の向上や誘客促進につながる中心エリア（以下、「コアエリア」という。）における、景観の高付加価値化や街並み整備の取組（宿泊施設・観光施設等が一体となって外観の改修を行う等）について、重点的に審査を行います

■ 評価の目安



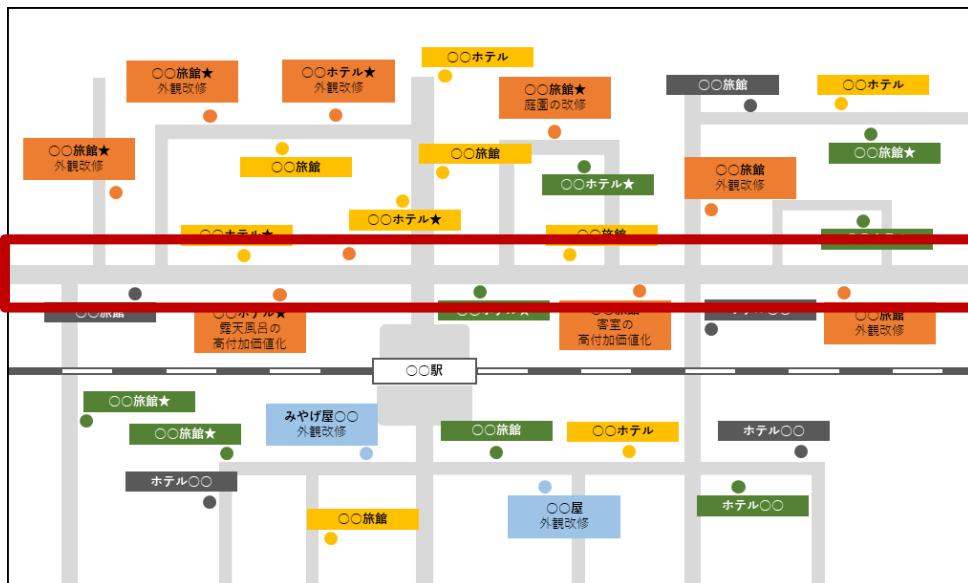
ポイント

- ・「コアエリア」は申請地域に選定いただきます。地域の中で十分議論いただき、決定いただくようお願いします
- ・既に魅力的な「コアエリア」がある場合は、コアエリアの更なる質的向上や、第二のコアエリアを造成する取組をご検討ください
- ・同取組は審査基準の重要な一つの要素であり、地域計画に必ず含まれることが望れます

策定いただいた計画が「面的な取組」に該当するか審査させていただくにあたり、以下2点について地域計画（様式1）および個別事業計画（様式3）への反映をお願いします

申請地域へのお願い

① コアエリアの対象は、地域計画（様式1）の「E.地域回遊時のカスタマーエクスペリエンス」箇所に赤枠等で分かるようにお示しくださいますようお願いします



※赤枠：コアエリア

② 個別事業計画（様式3）を参照し、街並み整備に該当する施設改修があるか確認しますので記載漏れのないようお願いします

事業者名	○○株式会社		
施設名	○○ホテル		
所在地	○○県○○市		
事業概要	事業費 (税別)	○○千円	補助金 申請額 ○○千円（税別）
	R5年度	○○千円	R5年度 R5年○月○日～ R5年○月○日
	R6年度	○○千円	R6年度 R6年○月○日～ R6年○月○日
客室数	○○室	補助率 1/2または2/3	
地域計画との関係 (一貫性)	※事業全体における地域のピボン・コンセプト・ターゲットとの整合性について記載 * 地域計画で定めた○○を達成するための改修事業である		
主要な改修工事	※何をどうする改修であるか明記（下記例） ※複数事業がある場合につき、1ページ目以降に記載 * ターゲット）のため、○○を達成するような客室の改修		
地域へもたらされる効果の提示	※改修工事による地域持続性を明示（下記例） * ○○を実施することで地域での消費額の↑ * X×の回遊性の向上に寄与 * ○○に取り組むことにより、地域再訪の促進に寄与		
施設の高付加価値化ポイント	※この事業を実施することによって、改善力が向上するか明記（下記例） * ○○によって（ターゲット）の満足度、収益力が向上する		
経営ガイドラインの登録番号			



「主な改修工事」項目にて、街並み整備に該当する外部改修の内容を記載

例) 街並み整備（壁色統一）として、外壁を白色に塗装

個別事業計画・面的DX化計画 申請要件・審査基準

個別事業計画の申請要件・審査基準は以下のとおり定められています

申請要件

旅館業法に基づく許可

- ▶ 補助対象事業①・③'については、**旅館業法に基づく許可を得ている事業者であること**

不動産登記されている建物

- ▶ 補助対象事業①・②・③'・④については、**原則、令和4年3月18日以前から不動産登記されている建物であること**

詳細：本手引き43ページ参照

審査基準

地域ビジョン等との一貫性

- ▶ 地域全体のビジョン・コンセプト・ターゲットに沿った**事業内容**となっているか

事業の優位性

- ▶ 滞在価値の向上、長期滞在・再訪の促進、地域への裨益効果の創出、生産性の向上、人手不足の解消等につながる**事業内容**となっているか

その他

- ▶ 物価上昇の状況等も勘案して、従業員の賃金の増加効果等が高い事業となっているか
- ▶ （宿泊施設のみ）補助対象事業者が宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに係る登録を受けているか
- ▶ 面的 DX 化に参加しているか

本手引き45ページ参照

各補助対象事業への申請要件は以下のとおりです

補助対象事業	補助対象事業者 (申請主体者)	備 考
①宿泊施設の高付加価値化改修	宿泊事業者等	旅館業法に基づく営業許可を取得済、もしくは新規で取得する事業者であること 原則、令和4年3月18日以前から不動産登記されている建物であること
②観光施設の改修	民間事業者等	原則、令和4年3月18日以前から不動産登記されている建物等であること
③廃屋の撤去	民間事業者等	原則、令和4年3月18日以前から不動産登記されている建物であること
③'廃屋の撤去（宿泊施設のみ）+再建	宿泊事業者等	旅館業法に基づく営業許可を取得済の事業者であること 原則、令和4年3月18日以前から不動産登記されている建物であること
④公的施設の観光目的での利活用のための民間活力の導入	自治体等	原則、令和4年3月18日以前から不動産登記されている建物であること
⑤実証実験	自治体等	—
⑥面的DX化	地域における相当程度の数の民間事業者等	原則、申請主体につき1申請

* 不動産登記がない場合は、交付申請時までに不動産登記簿謄本の代替書類を揃えてください

* 旅館業法に基づく営業許可を新規で取得する事業者の方は、事業終了後3か月以内に営業許可を取得してください

* 金融機関から借り入れを行う場合は、融資可否の蓋然性を確認する必要があります

**対象：計画申請時に不動産登記簿の写しを未提出の事業者のみなさま
不動産登記簿の写しは、交付申請時にご提出が必要です**

不動産登記簿の写しでは下記の2つの確認を行います

①令和4年3月18日現在で登記がされている建物である

→代替書類でも可能（例：検査済証＋固定資産税台帳）

②現時点でその建物を改修する権限があり（＝事業者名義の登記である）、登記責任を果たしている

→原則代替書類不可

したがって、①で代替書類をご提出いただいても、②の理由で補助事業者名義での不動産登記簿の写しも交付申請時に、ご提出いただく必要があります

	代替書類	不動産登記簿謄本	提出
①令和4年3月18日現在で登記がされている建物である	○	○	計画申請 (任意)
②現時点でその建物を改修する権限があり（＝事業者名義の登記である）、登記義務を果たしている	✗ (ただし、不動産登記簿の写しを提出できない合理的な理由がある場合を除く)	○	交付申請 (必須)

<不動産登記簿の写しを提出できない合理的な理由>

- ・自治体所有の建物の場合：慣例的に不動産登記を実施していない場合は、なんらかの書類で自治体が所有していることを示してください
- ・これから取得する建物の場合：交付申請時には取得予定であることが分かる売買契約書を提出いただき、名義変更完了後に不動産登記簿の写しを取得次第、ご提出ください
- ・名義が違うが改修権限がある場合：賃貸契約書、委託契約書、戸籍謄本の写し、および名義人の同意書を不動産登記簿と合わせてご提出ください

個別事業計画審査においては、以下3つのポイントを踏まえて審査します

1 地域ビジョン等との一貫性 → 地域全体のビジョン・コンセプト・ターゲットに沿った事業であること

- ▶ **地域全体のビジョン・コンセプト・ターゲットに沿った事業内容**となっていること
- ▶ 地域のコンセプトに沿った工事内容を含まない場合は、審査の上で「自社のためだけの事業内容」とみなされ、地域全体での面的な取組の評価が下がることがあります
(例：「歩いて楽しむ街」というコンセプトの場合)
 - OK→街歩き促進のための施設の外観改修／観光施設内の喫食スペースの設置
 - NG→老朽化したボイラーの入替のみ／宿泊施設の老朽化した空調の補修のみ

2 事業の優位性 → 地域価値の向上や地域裨益果の創出、生産性向上等、事業内容に優位性があること

- ▶ **滞在価値の向上や長期滞在・再訪の促進につながるような事業であること**
(例：地域固有のストーリー性を取り込むことにより滞在客にとっての満足度を高める改修や、滞在客の快適性を高めることで滞在時間が延びるような改修、等)
- ▶ **地域への裨益効果を創出するような事業を含むこと**
(例：景観を地域で統一しまし歩きを促進できるような外観改修、宿泊客及び日帰り観光客が利用でき他の施設への回遊性を生むような共用スペースの設置・改修、等)
- ▶ **生産性の向上や人手不足の解消につながる事業であること**
(例：レイアウトを変更することでオペレーションの改善につながるような宿泊施設内・観光施設内の改修)

3 その他 → 賃金等待遇の改善、経営ガイドラインの登録、面的DX化への参加

- ▶ 物価上昇の状況等も勘案して、従業員の賃金の増加効果等が高い事業となっていること
 - ▶ 補助対象事業者が観光庁「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」に係る登録を受けていること（宿泊施設のみ）
 - ▶ 経営ガイドラインの登録については、**計画申請までの間に登録完了、登録申請が完了又は登録を申請しているものを評価の対象とします**
 - ▶ 面的DX化に参加していること
- ※ 経営ガイドラインに係る登録、面的DX化の申請は、必須ではなく、評価要素の一つになります

面的DX化計画の審査においては、以下3つのポイントを踏まえて審査します

1 目的 → 地域の生産性向上に資する目的であるかどうか

- ▶ 本事業にて取り組む地域課題が明確か
- ▶ 地域課題の解決に蓋然性がある
- ▶ ビジョンに沿ったコンセプトが設定されているか

2 事業性評価 → 生産性向上に寄与するかどうか、計画の蓋然性等を確認

- ▶ 面的DX化の推進を実行するKPIが適切に設定されているか
- ▶ 計画実装までのスケジュールが具体的でロードマップが適切にひかれているか
- ▶ 面的DXを提供する事業者や地域の関係者を含め、事業を推進するための体制が構築できているか
- ▶ データの活用方法が明確かどうか

3 その他 → 取組の優位性等

- ▶ 取組内容の革新性等、優良事例として横展開が可能なモデルであるか
- ▶ 計画の将来像が描けており、データの2次利用・3次利用の構想まで策定されているか

他の事項は必須要件ではなく、評価要素の一つになります

計画申請における留意点

改修を通じた高付加価値化とは、単なる老朽修繕は対象とせず、改修後、各施設の収益力を向上させる改修を指します

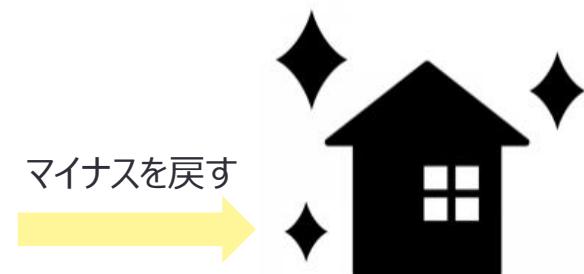
改修

修繕や**改良**により、社会や時代の変化に向上する要求にあわせて、新築時の状態よりも建物の性能・機能をより高いものにする工事のこと



修繕

修繕により、建物各部の性能・機能を新築時の状態に維持・回復を図る工事のこと



改修を通じた高付加価値化とは、
社会や時代の変化による顧客ニーズに対応できる改修により、
稼ぐ力の**回復のみならず強化**を図ることで、収益力を向上させること

※主となる工事が「修繕」のみと見受けられる工事内容である場合は、
個別事業計画の審査の際に「高付加価値化」として評価されない点、ご留意ください

計画申請後については、事業者の追加は原則認められません。また計画申請後の辞退は、やむを得ない事情を除き、原則認められませんのでご留意ください

計画申請後の事業者の追加、辞退は原則不可です



- ▶ 地域公募申請受理後の事業者の追加・辞退はOK
- ▶ 計画申請後の事業者の追加・辞退は、原則認められない
- ▶ 計画採択後の個別事業の追加・入替は認められない。採択時の計画に基づく個別事業の内容変更及び補助金申請額の増減等、一切の変更については、合理的な理由もしくはやむを得ない事情を以て事務局への変更手続きを行い、事務局の承認を経ない限り、補助対象とならない
- ▶ 事業完了期限までに完了しない場合は、「事故報告書」を提出

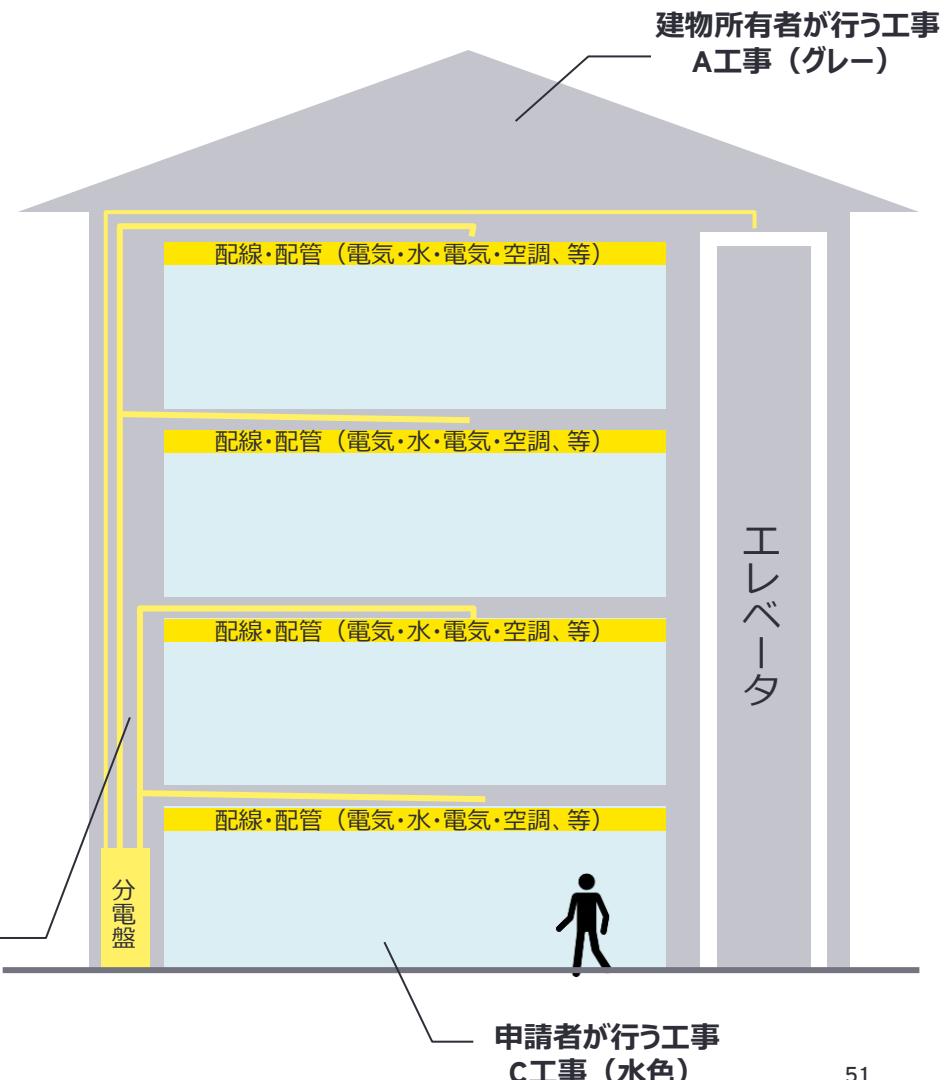
個別事業計画の申請にあたっての留意点

個別事業の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 個別事業は地域計画を実現する上で必要という位置づけであり、個別事業も計画全体の採否に影響する
旅館業法に基づく許可	<p>◎旅館業法に基づく許可を受けた施設は申請可能 →ホテル営業／旅館営業／簡易宿泊営業／下宿営業 ×住宅宿泊事業法に基づく届け出を行った施設は申請不可 →民泊</p>
経営形態別の申請主体	<ul style="list-style-type: none"> ホテル会社がビル所有直営の場合は、ホテル会社が申請者となる ビルオーナーとホテル会社間での賃貸借契約の場合は、ホテル会社が申請者となる。工事に一部制限あり ビルオーナーとホテル会社間で運営委託契約の場合は、オーナーが申請者となる
担保設定のある建物の場合	<p>◎抵当権もしくは根抵当権が既に設定されている建物を改修する場合は、事務局へ事前承認必要 ◎本事業における建物の改修資金の調達に伴い、新規で抵当権を設定する場合は、事務局へ事前承認必要 ×本事業における建物の改修資金の調達に伴い、新規で根抵当権を設定することは認められない（申請不可）</p>
1つの土地に2つ以上の建物 (1不動産登記に区分が2つ以上ある場合)	<ul style="list-style-type: none"> 原則、不動産登記では一筆の土地に地目（区分）は1つ 一筆の土地を複数に分ける「分筆登記」や、複数の土地を一筆とする「合筆登記」、別々の建物として登記されている複数の建物を一個の建物とする「建物合併登記」等、1つの土地にある複数の建物は、合わせて1申請
経営ガイドラインの登録	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインの登録は、必須要件ではないものの、計画審査の際に評価要素として一定程度影響するものであり、計画申請までの間に登録完了、登録申請が完了又は登録を申請しているものを評価対象とします
他の補助金との併用	<ul style="list-style-type: none"> 異なる事業内容であれば、他の国・自治体の補助金と併用することは可能 補助金適正化法との関係上、同一事業が他の国の補助金の助成対象となることは不可 申請事業者が同じでも、事業内容が異なれば併用は可能 <OK例：他の補助金との併用が可能な場合> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請事業者Aが、市の別補助金で宿泊施設の客室改修を実施。本事業では面的DX化を申請 ✓ 申請事業者Bが、国の別補助金で観光施設の店内改修を実施。本事業では外観改修を申請

建物の所有者と申請者（宿泊施設/観光施設）が異なる場合の工事範囲

建築の工事は以下に分けられて工事が行われる

区分	概要	例
A工事	建物の所有者が行う工事 (いわゆる「ビル管理」とされる部分)	ビルの共用部となるエレベーター、階段、共用廊下、共用トイレ、外壁、屋上等
B工事	入居者が行う工事だが、建物の所有者指定の施工会社に発注しなければならない工事	分電盤、給排水工事、防水工事、厨房給排水工事、空調設備等
C工事	入居者が行う工事で、自由に施工会社を選び発注できる	内装工事、電気工事



本事業における取扱い

- ▶ 建物の所有者が申請者である場合は、A～C工事すべて補助対象工事範囲
- ▶ **建物の所有者と申請者が異なる場合（テナント入居者＝申請者の場合）は、B工事とC工事が補助対象工事範囲**

どの部分がB工事なのかは各建物によって条件が異なる。
建物の共有部分に係る工事のため、ビルのメンテナンス等を普段から行っている工事会社に施工を発注するよう、建物所有者が指定している（ビル全体の設備がストップするような事態にならないようにするため）

申請者が行う工事
だが所有者指定の施工会社に発注
B工事（黄色）

経営形態別に申請主体と工事範団が異なります

		経営形態別の申請 例：宿泊事業者の場合（観光施設も同様）		
経営形態	所有直営	リース	マネジメント・コントラクト (運営委託)	申請者
	ホテル会社 (建物所有・運営)	オーナー (建物所有)	ホテル会社 (テナントとして入居)	
	ホテル会社が申請者	ホテル会社（テナント入居者）が申請者	オーナー（建物所有者）が申請者	
工事範囲	A～C工事可能	工事に一部制限あり：B工事とC工事 (賃貸借契約書等の提出が必要) ※契約内容によっては例外有り	A～C工事可能 (運営委託契約書の写しの提出が必要) ※契約内容によっては例外有り	

宿泊施設や観光施設が複数の不動産登記を跨いで営業している場合の申請

宿泊施設に複数の施設がある／1つの不動産登記
(1つの旅館業法の営業許可)



2つの施設を合わせて1つの申請（上限1億円）
「宿泊施設の高付加価値化改修」×1

1つのテーマパークやエリア内に宿泊施設と観光施設がある
／1つの不動産登記



宿泊施設と観光施設を合わせて1つの申請（上限1億円）
「宿泊施設の高付加価値化改修」×1

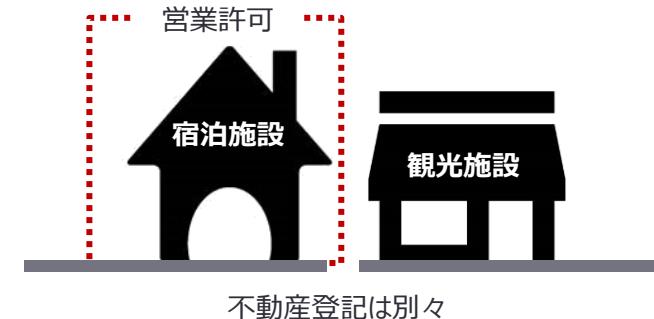
宿泊施設に複数の施設がある／複数の不動産登記
(1つの旅館業法の営業許可)



複数の施設を合わせて1つの申請（上限1億円）
「宿泊施設の高付加価値化改修」×1

* 営業許可単位を優先

1つのテーマパークやエリア内に宿泊施設と観光施設がある
／複数の不動産登記



それぞれ別で申請
「宿泊施設の高付加価値化改修」×1、「観光施設の改修」×1

宿泊施設の高付加価値化改修の補助率 2 / 3 要件

必要に応じて金融機関にお渡しください

「宿泊施設の高付加価値化改修」における補助率2/3の適用条件と計算式 (本事業は令和4年度からの継続事業のため原則昨年度と同様)

補助率2/3の適用条件

補助率2/3の適用については以下2点を基準に審査を行う

- ① 債務償還年数15年以上 ※債務償還年数の算出方法については以下参照
- ② 取引金融機関による不足資金貸し出しの担保（本事業のための新規借入）

本事業における債務償還年数の計算式

$$\text{債務償還年数} = (\text{借入額}) \div (\text{営業キャッシュフロー})$$

- ▶ 借入額：2022年3月31日※時点の借入額（短期借入+長期借入）
- ▶ 営業キャッシュフロー：コロナ禍前（2020年3月31日以前）の直近決算数値（営業利益+減価償却費）

※本事業は令和4年度からの継続事業のため、基準日は令和4年度となります

債務償還年数算出例（2/3条件を満たすケース）

前提条件

- ✓ 5,000万円を投資して木造旅館を改修予定。投資額のうち、2,500万円が自己資金で、残りの2,500万円を新たに金融機関から借入予定
- ✓ 令和4年3月31日時点の借入額は**10,000万円**で、コロナ禍前の営業利益は**300万円**の黒字（営業利益）、減価償却費は**150万円**

債務償還年数を計算

- ✓ 営業キャッシュフロー = 300万円 + 150万円 = 450万円
- ✓ 債務償還年数 = (借入額) / (営業キャッシュフロー) = 10,000万円 / 450万円 ≈ **22.2年**（小数点第2位を四捨五入）

▷ 補助率2/3の条件を満たし、そのまま審査を進める

債務償還年数算出例（2/3条件を満たさないケース）

前提条件

- ✓ 5,000万円を投資して木造旅館を改修予定。投資額のうち、2,500万円が自己資金で、残りの2,500万円を新たに金融機関から借入予定
- ✓ 令和4年3月31日時点の借入額は**6,000万円**で、コロナ禍前の営業利益は**300万円**の黒字（営業利益）、減価償却費は**150万円**

債務償還年数を計算

- ✓ 営業キャッシュフロー = 300万円 + 150万円 = 450万円
- ✓ 債務償還年数 = (借入額) / (営業キャッシュフロー) = 6,000万円 / 450万円 ≈ **13.3年**（小数点第2位を四捨五入）

▷ 補助率2/3の条件を満たさないため、補助率1/2となる

補助率2/3申請時における留意点

個人事業主の場合

- ▶ 個人業者の場合は、青色申告決算書に記載されている以下の項目を計算することで、営業キャッシュフローを計算する
 - ✓ 営業利益：差引金額⑬+利子割引料⑫にて計算
 - ✓ 減価償却費：減価償却費⑯の数値を使用

その他の留意点

借入	範囲	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 借入額に含める融資は、原則、金融機関からの融資に限るものとする。なお、金融機関とは以下のHPに記載のある、金融庁より免許・許可・登録等を受けている業者とする*
	種類	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 貸借対照表に記載の長期借入金、短期借入金に加え、銀行が引受先となっている社債（私募債）についても、借入額に含めてよいものとする
営業キャッシュフローの計算単位		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 営業キャッシュフローは施設単位ではなく、法人単位で計算する
不足資金貸し出しの担保		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則、本事業のために新規に借り入れたものとする （金融機関の第三者精査を経ることで、事務局が定める事業性に係る基準に達したとみなします）
会社分割 吸収合併		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 会社分割・吸収合併等を検討している等の場合、補助率は原則、一律1/2とする
法人設立時期		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020年3月31日以降に新設された法人の場合、補助率は1/2とする ▶ 「法人成り」した場合は、従前から宿泊事業を運営しており、かつ個人事業主の主要な資産と負債(借入金)を実質的に法人に移行していることを条件として、補助率は2/3とする

借入額・営業キャッシュフローの計算における時点・参照書類

時点

確認書類

借入額

2022年3月31時点での借入額

貸借対照表、勘定科目内訳明細書、返済予定表もしくは借入残高明細書

(参考) 貸借対照表の参考箇所

(単位：千円)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	1,000
買掛金	800
短期借入金	200
固定負債	3,000
長期借入金	3,000
負債合計	4,000
(純資産の部)	
株主資本	12,000
資本金	10,000
繰越利益剰余金	2,000
純資産合計	12,000
負債・純資産合計	16,000

こちらの合計
額が「借入
額」となる

営業キャッシュフロー

コロナ禍前（2020年3月31日以前）の直近決算数値

損益計算書

(参考) 損益計算書の参考箇所

(単位：千円)

科目	金額	対売上高比
売上高	153,822	100.0%
売上原価	33,032	21.5%
商品仕入原価	19,211	12.5%
材料費	5,760	3.7%
労務費	1,296	0.8%
外注費	2,261	1.5%
減価償却費	1	0.0%
その他の売上原価	4,503	2.9%
売上総利益	120,790	78.5%
販売費及び一般管理費	112,135	72.9%
人件費	38,827	25.2%
地代家賃	7,967	
水道光熱費	10,100	
運賃荷造費	170	
販売手数料	6,078	
広告宣伝費	1,838	
交際費	575	
減価償却費	9,148	5.9%
従業員教育費	195	0.1%
租税公課	3,629	2.4%
その他の経費	33,608	21.8%
営業利益	8,655	5.6%

こちらの合計
額が「営業
キャッシュフ
ロー」となる

宿泊施設の高付加価値化改修の補助率2/3要件

**債務償還年数チェックシートについては法人ベース、収支改善計画については施設ベースにて
数値のご入力をお願いいたします**

**様式5「債務償還年数チェックシート」※については、様式4「収支改善計画」と数値入力の基準が異なりますので
ご留意下さい**

※様式5は補助率2/3を希望する事業者のみ作成

数値入力の上での基準

各様式の位置付け

**様式5
債務償還年数
チェックシート**

法人ベース

**法人としての財務体力
を計るもの**

**様式4
収支改善計画**

施設ベース

**対象施設の投資効果
を計るもの**

6：補助対象事業

本年度の補助対象事業

補助対象事業①・②・③・③'・④・⑤・⑥

補助対象工事 (①～④)

>本事業で補助対象となる工事

>本事業の工事区分

>例外措置

補助対象経費

>補助対象経費①～⑤（面的DX化除く）

>補助対象経費⑥（面的DX化）

複数年度申請

>申請要件

>大規模改修

事前着手制度

補助対象事業一覧の概要

補助対象事業	補助対象事業者 (申請主体者)	補助率	補助上限	補足
①宿泊施設の高付加価値化改修	宿泊事業者*	1/2	1億円	
		2/3	1億円	事務局が定める債務償還年数や事業性に係る基準に達したものであって、事業性の第三者精査（金融機関）を経た場合に補助率2/3とする
②観光施設の改修	民間事業者等	1/2	1,000万円	
		1/2	2,000万円	補助対象事業者が「面的DX化」にも参加する場合に補助上限を2,000万円とする
③廃屋の撤去	民間事業者等	1/2	1億円	跡地が観光目的の利用に供されるものに限る
③'廃屋の撤去+再建	宿泊事業者*	1/2	2億円 (①と③の合計額)	撤去対象となる廃屋が、旅館業法の許可を受けた宿泊事業者である場合に限り、①宿泊施設の高付加価値化改修との併用（建替えのための撤去+再建）を認める
④公的施設の観光目的での利活用のための民間活力の導入	自治体等	1/2	2,000万円	
⑤実証実験	自治体等	1/2	1,000万円	実証実験の補助額の上限は、原則として地域計画全体の総補助額の1割とする
⑥面的DX化	地域における 相当程度の数の 民間事業者等	1/2	2,000万円	
		1/2	5,000万円	消費額の向上、観光地全体の生産性の向上等の面的DX化の効果が特に高い場合は補助上限が5,000万円

* 旅館業法の許可を受けた者とする。ただし、風俗営業等の規制及び営業の適正化に関する法律に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く

※第四回採択地域については、計画採択時に補助上限額や計画対象エリアに関して制約がかかる可能性がございます。

宿泊施設の高付加価値化改修の要点

①宿泊施設の高付加価値化改修

補助対象となる宿泊施設	<ul style="list-style-type: none">旅館業法に基づく許可取得済み（ホテル営業／旅館営業／簡易宿泊営業／下宿営業）又は これから新規で許可を取得する予定の施設が対象
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none">「改修」のみが対象、「新築」は対象外増築工事は原則NGだが、高付加価値化を行う上で真に必要な増築は、事務局にて個別事業計画の内容を審査の上、実施可否を判断（本手引き80-82ページ参照）
高付加価値化改修	<ul style="list-style-type: none">改修前後で比較して客室単価を一定割合以上増加させる等、宿泊施設の収益力が向上する改修のことを指し、単なる老朽修繕・補修は対象としない（※様式4の収支改善計画書で、改修工事による客単価の増加割合、具体的な収益の前後比較等記入し提出いただく予定）
大規模改修	<ul style="list-style-type: none">原則、客室60室以上の大規模施設に該当する事業者は事業費3,000万円（税別）を超えること全体で大規模な改修が多い地域は優先的に採択となることから、その他の施設規模の事業者についても規模に応じた事業費を超えること（本手引き62ページ参照）
改修対象	<ul style="list-style-type: none">不動産登記されている「建築物」及び「その建築物に附属する*工作物」が、原則対象建築物に附属*しない「工作物」単体での改修は、原則不可。「建築物」の改修と一体で発注する場合は可能但し、例外的に、建築物に附属しない塀、フェンス、生垣、サイン看板、駐車場、庭園・散策路、建築物からの通路や建築物間を繋ぐデッキ等の工事は認める（本手引き80-82ページ参照）
改修するまでの留意事項	<ul style="list-style-type: none">改修前後で宿泊単価等の収益力を増加させる目標を設定すること賃金（給与支給総額）を一定割合以上増加させる等、従業員の待遇改善に関する目標を設定すること

*「建築物に附属する」とは、建築物に接合している状態のことを指します

地域計画の申請にあたっては、原則として大規模改修を行う個別事業者が地域の申請者数のうち5割以上であることを目指していただきます

宿泊施設の大規模改修

- ▶ 大規模宿泊施設とは、客室数60室以上の施設を指す
- ▶ 客室数に応じて「大規模改修」を本事業では定義する
- ▶ 稼働していない客室数も含め、客室数に応じて「大規模改修」の事業費を定義

- ▶ 原則、大規模改修を行う個別事業者が、**地域の申請者数のうち5割以上**であることを目指していただきます※1

施設規模

- ▶ 60室以上の施設の場合
- ▶ 31室以上59室の施設の場合
- ▶ 11室以上30室の施設の場合
- ▶ 10室以下の施設の場合

事業費※2の目安（税別）

- 事業費3,000万円以上
- 事業費2,000万円以上
- 事業費1,000万円以上
- 事業費 500万円以上



※1 大規模改修を行う事業者が5割未満となる場合は、令和4年度「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」の実績を考慮します。さらにやむを得ない事情により大規模改修を行う事業者が5割以上を満たせない場合は、個別に伴走事務局にご相談ください

※2 事業費=補助対象経費の合計額を指します

観光施設の改修の要点

②観光施設の改修

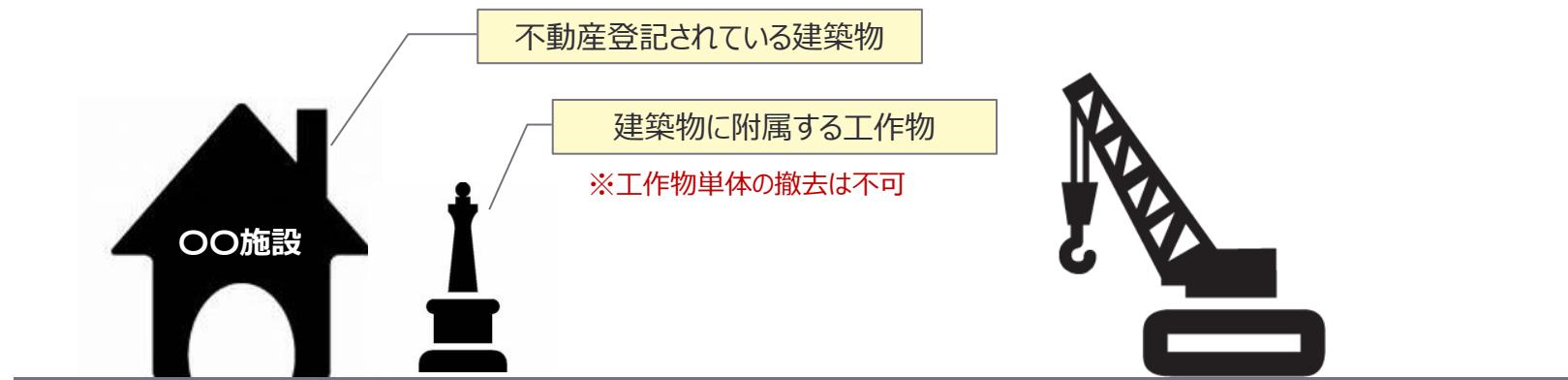
補助対象となる 観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 観光施設とは、観光客の利用を念頭において宿泊施設以外の施設（※）を指す ※観光客が食事、買物、散策、見物、鑑賞、体験、休憩等を行う中で利用する又は目に触れる施設全般が対象 (観光地の消費拡大、裨益効果の創出につながる改修に限る) ▶ 風俗営業事業者については一部を除いて対象外
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「改修」のみが対象、「新築」は対象外 ▶ 増築工事は原則NGだが、高付加価値化を行う上で真に必要な増築は、事務局にて個別事業計画の内容を審査の上、実施可否を判断 (本手引き80-82ページ参照)
高付加価値化改修	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 改修前後で比較して客単価を一定割合以上増加させる等、観光施設の収益力が向上する改修のことを指し、単なる老朽修繕・補修は対象としない (※様式4の収支改善計画書で、改修工事による客単価の増加割合、具体的な収益の前後比較等記入し提出いただく予定)
改修対象	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 不動産登記されている「建築物」及び「その建築物に附属する*工作物」が、原則対象 ▶ 建築物に附属*しない「工作物」単体での改修は、原則不可。 ('建築物'の改修と一体で発注する場合は可能) <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物：土産物店、飲食店、観光案内所等 × 工作物：テニスコート、ドッグラン、BBQ場、ビニールハウス、噴水、モニュメント ※改修することにより、観光地の消費拡大、裨益効果の創出につながる工作物（宿泊施設と通りを繋ぐ橋や、街並み全体の景観を演出するモニュメント等）については、例外的に単体での改修OK ▶ 建築物に附属しない塀、フェンス、生垣、サイン看板、駐車場、庭園・散策路、建築物からの通路や建築物間を繋ぐデッキ等は「建築物」 (=本体) にあたる (本手引き80-82ページ参照)
改修する上での 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 改修前後で収益力を増加させる目標を設定すること

*「建築物に附属する」とは、建築物に接合している状態のことを指します

廃屋撤去の要点

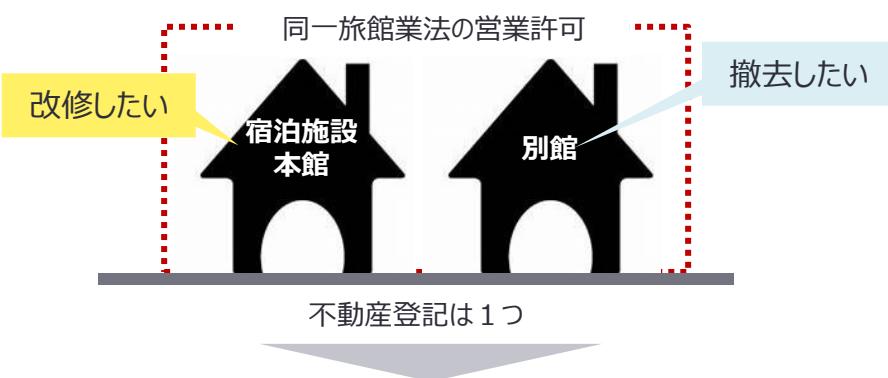
③廃屋の撤去

補助対象となる 廃屋	<ul style="list-style-type: none">廃屋とは、「建築物又はこれに附属する工作物であって、使用がなされていないことが常態であるもの（立木その他土地に定着する物を含む）」宿泊施設や観光施設に限らず、観光地の景観等を損なっている廃屋であれば申請可能
撤去対象	<ul style="list-style-type: none">不動産登記されている「建築物」及び、その「建築物に附属する工作物」が撤去対象「建築物」を撤去する際に、その「建築物に附属する工作物」も一緒に撤去は可能だが、工作物単体のみ撤去は不可
跡地利用	<ul style="list-style-type: none">廃屋撤去後の跡地を観光客誘致を目的に利用されることが条件撤去後は、更地のままでない景観・美観を損ねない跡地活用や、地域全体の高付加価値化に資する施設整備等に利用される計画であること（※跡地の用途や時期等を記入した跡地活用計画を提出していただく予定です）

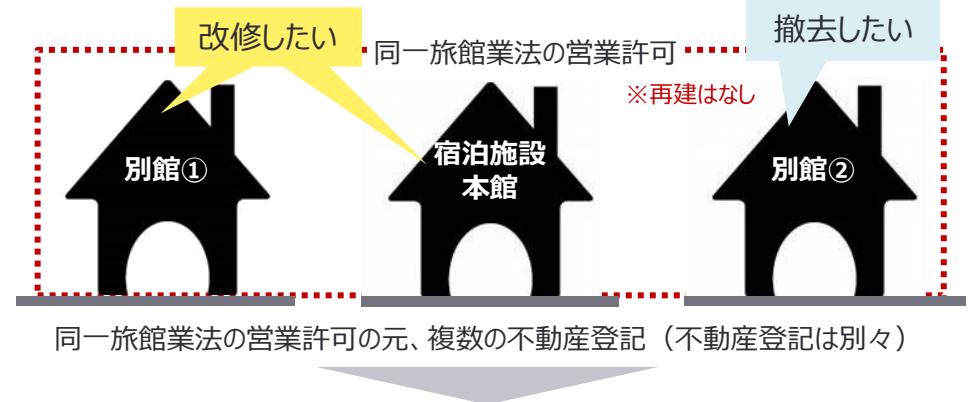


旅館業法の営業許可及び不動産登記が同一・異なる場合の申請

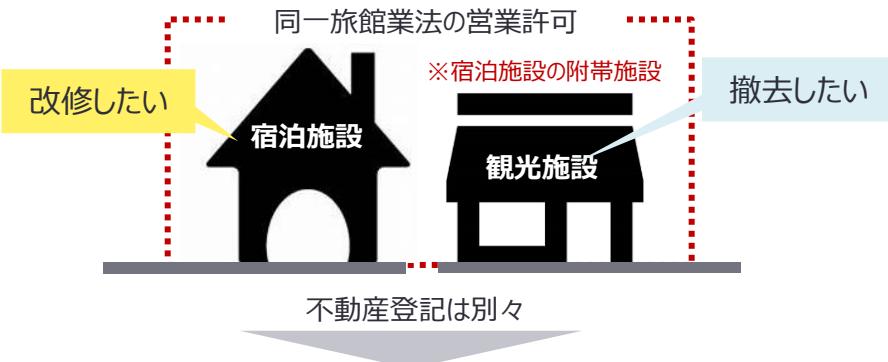
宿泊施設に複数の施設がある場合の申請



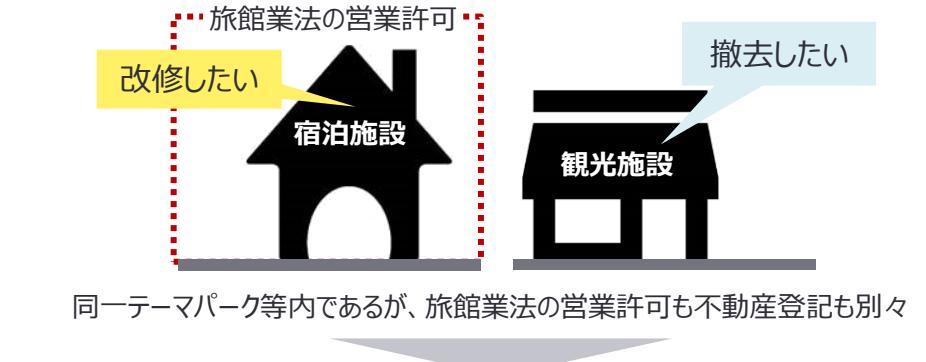
「宿泊施設の高付加価値化改修」と「廃屋撤去」の2つを併用して申請
*宿泊施設がまとめて申請



「宿泊施設の高付加価値化改修」と「廃屋撤去」の2つを併用して申請
但し、「宿泊施設の高付加価値化改修」は複数施設まとめて1申請のみ



「宿泊施設の高付加価値化改修」と「廃屋撤去」の2つを併用して申請
*宿泊施設がまとめて申請



「宿泊施設の高付加価値化改修」を宿泊施設が申請し、
「廃屋撤去」を観光施設が申請する
*それぞれの施設で申請可能

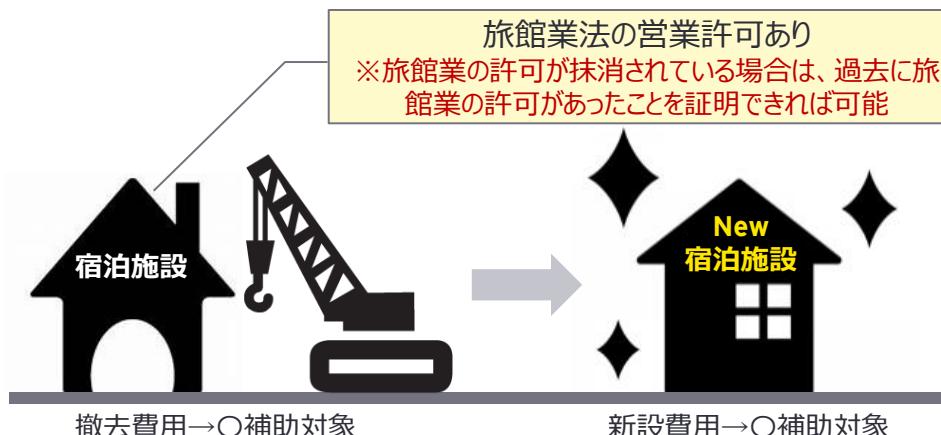
廃屋撤去 + 再建（廃屋撤去と宿泊施設の高付加価値化改修との併用）の要点

③'廃屋の撤去 + 再建 (①宿泊施設の高付加価値化改修の併用)

併用可能な条件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 撤去する廃屋が、旅館業法の許可を受けた宿泊事業者である場合に、廃屋撤去と①宿泊施設の高付加価値化改修の併用が可能 ▶ 宿泊施設として陳腐化し、建て替えを要する宿泊施設の撤去及び再建ができる
上限金額	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ①宿泊施設の高付加価値化改修と③廃屋撤去のそれぞれの上限金額を足した2億円が最大補助
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ①宿泊施設の高付加価値化改修、③廃屋の撤去のそれぞれで申請をしてください 個別事業計画(様式3)については同一のものをご提出ください

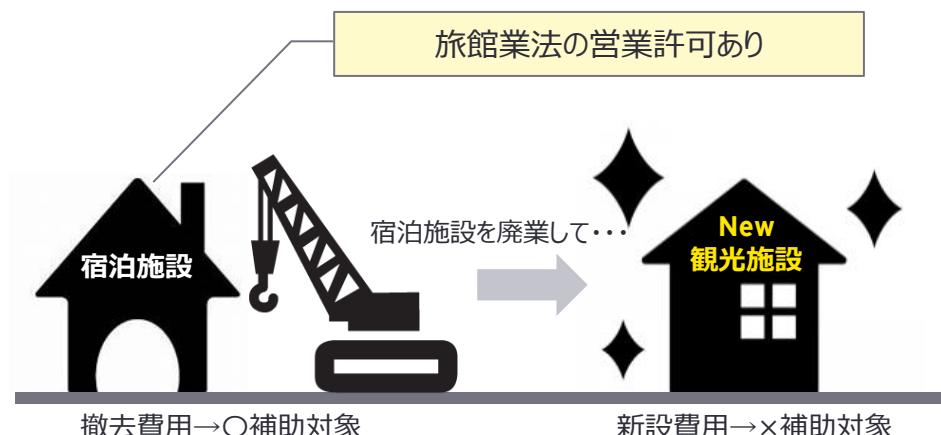
<併用OK>

撤去する宿泊施設に旅館業法あり／宿泊施設の廃屋撤去後に、新たな宿泊施設を建て替え



<NG例> 廃屋撤去後に飲食店を新設

撤去する宿泊施設に旅館業法あり／宿泊施設の廃屋撤去後に、新たな観光施設を建て替え



廃屋撤去 + 再建の考え方（ケース別）

廃屋撤去したい建築物が本体建築物に接合している場合 (しかし、その建物だけは完全に廃屋の状態) * 同じ旅館業法の営業許可



本館は改修、別館は廃屋撤去し建替したい

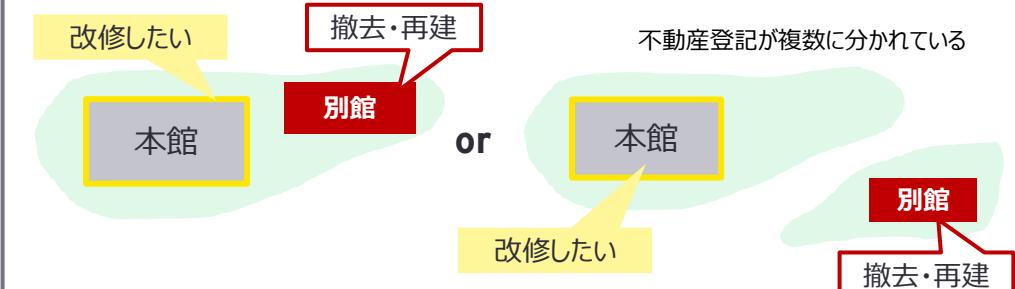
別館の「廃屋撤去」× 1と、「宿泊施設の高付加価値化改修」× 1の併用が可能
※「宿泊施設の高付加価値化改修」を本館と別館それぞれ2つ申請することは不可



本館は改修は行わず、別館は廃屋撤去し再建したい

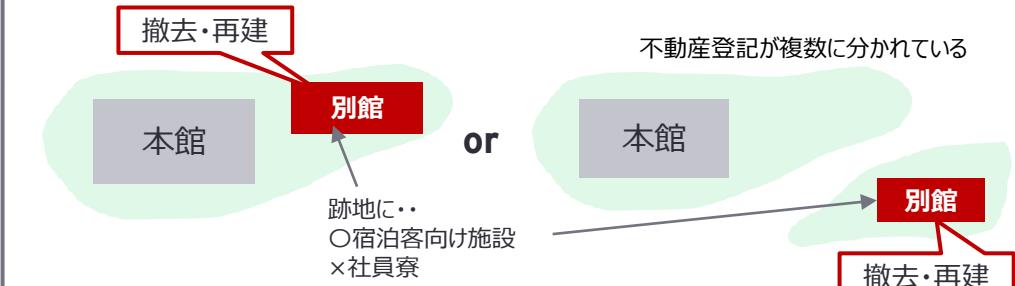
別館の「廃屋撤去」× 1と、「宿泊施設の高付加価値化改修」× 1の併用が可能
(* 別館撤去のみの場合は、「廃屋撤去」を申請)

廃屋撤去したい建物が本体建築物から離れている場合 * 同じ旅館業法の営業許可



本館は改修、別館は廃屋撤去し建替したい

別館の「廃屋撤去」× 1と、「宿泊施設の高付加価値化改修」× 1の併用が可能
※「宿泊施設の高付加価値化改修」を本館と別館それぞれ2つ申請することは不可



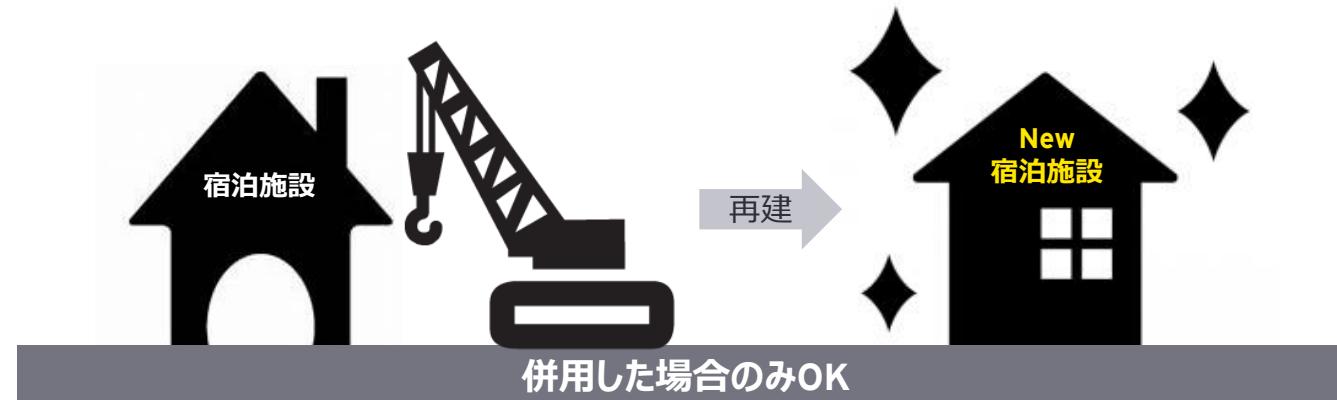
本館は改修は行わず、別館は廃屋撤去し再建したい

跡地に再建されるもの成果物が宿泊客の用に供する施設に活用される
(跡地が宿泊施設・宿泊客用の飲食施設) 場合は併用可能
別館の「廃屋撤去」× 1と、「宿泊施設の高付加価値化改修」× 1の併用が可能

* 跡地に再建されるものが跡地が社員寮であれば併用は不可

令和3年度もしくは令和4年度事業で廃屋撤去を実施した事業者が、本年度で跡地に再建（新設）の「宿泊施設の高付加価値化改修」を申請することは不可

再建は「廃屋撤去」と「宿泊施設の高付加価値化改修」を併用して申請した場合のみ可能



<令和3年度・令和4年度で「廃屋撤去」単体で申請された方>

令和3年度・令和4年度で「廃屋撤去」単体で申請された方が、令和5年度に追加で「宿泊施設の高付加価値化」事業で再建を申請することは一律不可。新築は本事業では不可であり、同一年度に廃屋撤去と併用した申請の場合にしか認められない

「廃屋撤去」のみを申請し既に廃屋撤去済み



令和3／4年度で「廃屋撤去」

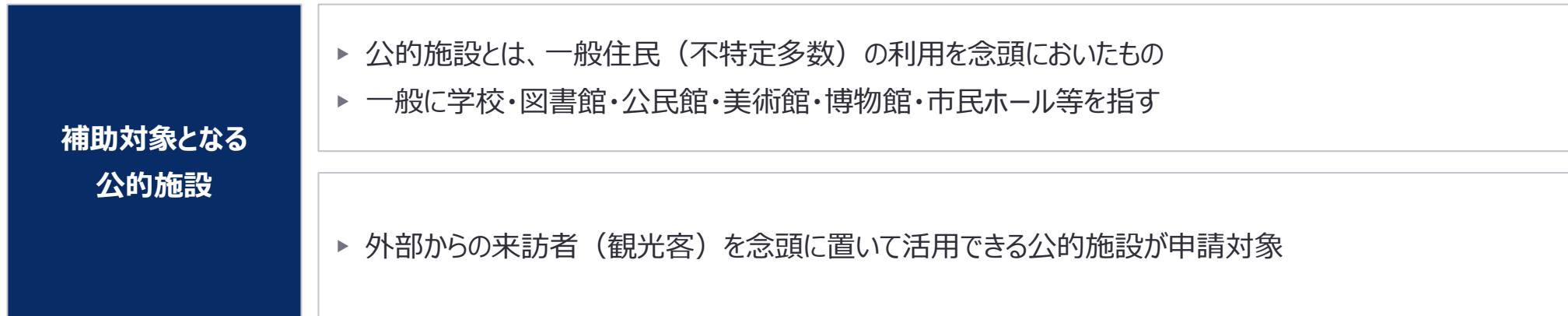
× 新規で「宿泊施設の高付加価値化改修」で申請し、令和5年度に再建を行いたい



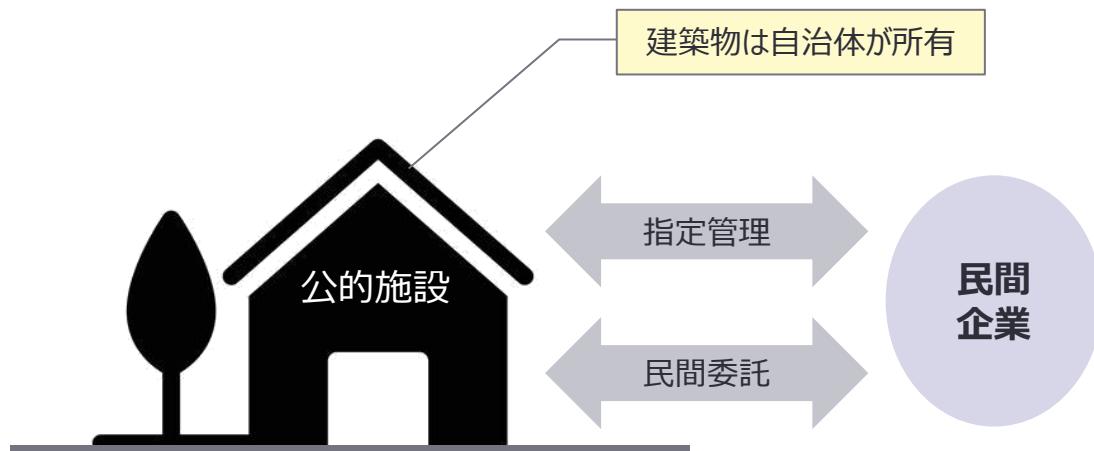
R5年

公的施設の観光目的での利活用のための民間活力の導入の要点

④公的施設の観光目的での利活用のための民間活力の導入

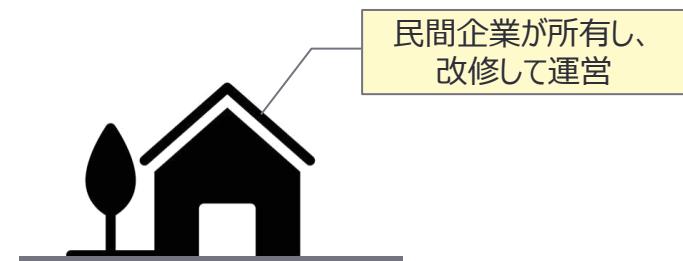


<申請OK>



<NG例>

旧学校（廃校）を民間事業者が買い上げ、改修
→この場合は「②観光施設の改修」で申請



実証実験の要点

⑤実証実験

補助対象となる 実証実験	▶ 実証実験とは、地域計画において実施する施設改修等の効果を最大化する生産性向上を目指す取組等を指し、施設改修と関連して実施する取組であることが原則
上限金額	▶ 実証実験の補助額の上限は、原則として、地域計画全体（申請する地域）の総補助額の1割
効果検証	▶ あらかじめ目標を定め、効果検証を行う必要あり（※計画申請時に記入いただく予定）

<申請OK例>

改修成果のプロモーション、改修効果を体験いただくためのイベント開催、宿泊施設の更なる高付加価値化に向けたITシステム構築、等

- ✓ 改修効果を最大化するためのマーケティング調査
- ✓ 改修効果を周知するようなイベント、プロモーション
- ✓ 改修と併せた体験メニュー や料理メニュー 等の新コンテンツ開発
- ✓ 改修された宿泊施設等のマーケティングデータを共有する取組
- ✓ 改修された効果をPRするためのWebマーケティング
- ✓ ワークーションに取り組む場合、ワークーション施設の予約に必要なアプリ開発

<申請NG例>

施設改修とは関係のない単なるエリアマーケティングやアプリ開発

- ✓ 改修される施設とは関係ないMaaSアプリの開発
- ✓ 地域で広く一般に使うことを意図するVR・ARツール
- ✓ 毎年開催されるものを含めた通常のイベント開催費用
- ✓ ディスティネーションキャンペーン等、本事業とかかわりなく開催されるプロモーションの費用

実証実験の目的は、新しいアイディアやソリューションを実際に試行し、次年度以降も継続して実施することが（地域として投資を行う前提）できるかどうかを検証することである

注意点

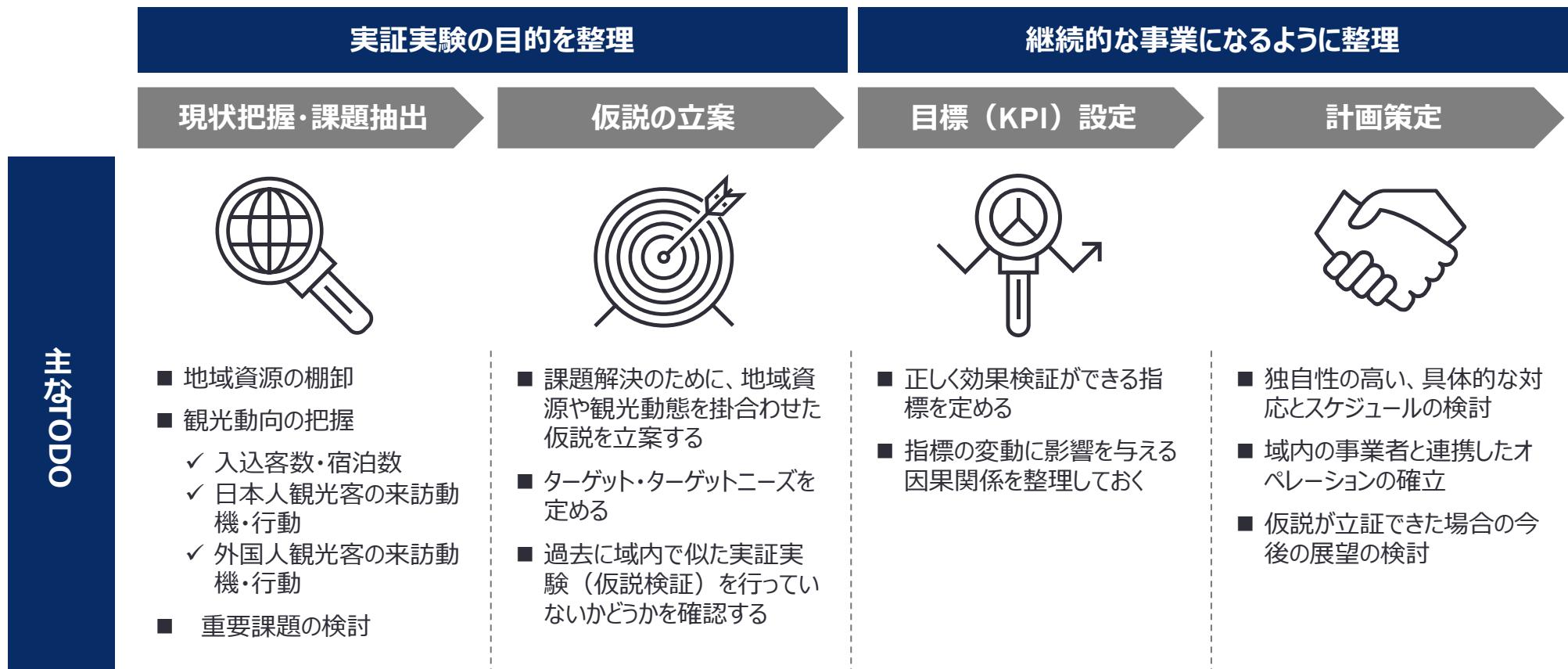
- ▶ 地域計画において実施する施設改修等の効果を最大化するために実証実験で何を検証したいかを明確にして、実証実験の実施自体が目的となってしまうことがないように計画を策定する
- ▶ 地域として独自性の高い計画を策定する必要がある
- ▶ 検証の結果、次年度以降に事業を継続して実施することが前提として計画を策定する

■個別事業計画（様式3）記載内容

ポイント	要素	具体例
実証実験の目的	計画の目的	<ul style="list-style-type: none"> ▶ どのような事業か、実施背景や課題を踏まえて簡潔かつ具体的に明記 例) インバウンド受入のインフラが構築できていないため、〇〇を××とする事業の実施する
検証する内容（仮説）	KPI等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業実施による地域裨益性や効果を明記 例) 〇〇を検証することで地域の消費額の向上に寄与すると考えている
定量的な目標	費用対効果・推進体制等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ この事業を実施すること定量的な数値目標を記載（尚、本KPIを達成した場合は事業を継続して行うことが前提） 例) サイトアクセス数〇〇人
継続性		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 得られた結果から、将来的な取組について記載 例) 〇〇を新規ターゲットに、×××が中心になって通年での新規事業として取組を開始する

※計画の目的や検証する内容が不明確な計画に関しては交付申請時に改めて証憑を提出いただき、確認させていただきます

仮説検証を行うことで施設改修等の効果を短期間で最大化することができる。地域計画と連動しておらず、検証する仮説がないような実証実験は実施する蓋然性が低い



＜留意点＞

- ※ 地域計画において実施する施設改修等の効果を最大化する生産性向上を目指す取組等を指し、施設改修と関連して実施する取組であることが原則であり、交付審査の段階で検証する仮説の妥当性含め、厳正に審査を行います。
- ※ 交付審査の段階で計画の検討が不十分な場合は、最終的に不交付となることがあります。また、伴走段階や計画採択時に交付・不交付の判断を行うことはございません。その点もご了承ください。

地域計画において実施する施設改修等の効果を最大化する生産性向上を目指す取組であるか、継続性や計画の蓋然性があるか、独自性が高いか等をもって総合的に審査※1します

#	評価項目	評価基準
I	事業性評価	
①	地域計画との一貫性・独自性 地域の抱える課題	地域計画との整合、実施背景を踏まえて独自性があるか、簡潔かつ具体的に目的を明記されているか、本事業に参画している事業者が中心となっているか
		地域の課題や具体的施策との整合性があるか
②	検証する内容（仮説）	検証する内容（仮説）が課題を解決するための内容になっているかどうか、地域の独自性が記載されているか
③	定量的な目標（KPI）	具体的な数字が記載されているかどうか、上記仮説を検証する数字が明確にKPIになっているか
④	効果検証について	定量的に効果検証ができるか、現実的か
		効果検証のアクションが明確であるかどうか。KPI未達成の場合でもその後のアクションが記載されているか
II	計画の評価	
①	計画概要（R5・R6）※2	仮説を検証する独自性のあるアクションが記載されているか。また、R6年度を実施するのであればR5年度を踏襲している内容になっていることが望ましい。そうでない場合はR5の計画だけで実証できない理由等を記載されているか
III	今後の展望	
①	継続性	実証事業を行った結果、地域として生産性向上に資するか、先の展望が記載されているか
②	今後の推進体制等	次年度以降に事業を継続して実施することが前提か（財源確保等も含む）

※1 伴走支援のタイミングでは可否は判断できません。必ず交付申請時の審査を経て判断となります

※2 第四回計画申請においては事業実施期間は令和6年度以降（※）となります。（※詳細な期間については事務局又は伴走担当者から連絡いたします。）

補助対象事業⑤

実証実験（自治体・民間事業者等が申請者となり、交通事業者と連携して行う実証運行・実証運航）の詳細は以下の通りです

「交通事業者」が申請者となる実証運航・実証運行については、国土交通省が実施する

「交通・観光連携型事業（地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化）」※にて申請ください

補助対象事業者	【補助種別】※	補助対象事業内容	補助対象経費の例
自治体・民間事業者等 ※ 業法上の許認可等を有する事業者による、各種法令に適合した事業のみ支援対象となります ※ 既存事業者と競合する場合、既存事業者との協議が整っているか確認させていただきます ※ 本メニューをご活用いただく場合には、前広に地方自治体や運輸局等にご相談いただくことをおすすめします	【乗合バス関係】	地域の観光地の高付加価値化や観光施設等の収益力向上を目的とし、交通事業者が主体となって地域と連携して行う、観光客の輸送や観光地へのアクセス等に関わる観光需要にあわせた実証運行事業	地域の調整の上行う、観光事業等と連携した運行経費 ※単に既存路線の維持を目的とするものではないこと
	【貸切バス関係】	地域の観光地の高付加価値化や観光施設等の収益力向上を目的とし、交通事業者が主体となって地域と連携して行う、観光客の輸送や観光地へのアクセス等に関わる観光需要にあわせた実証運行事業	宿泊施設等と連携して造成する新規ツアー等の実証運行に要する経費、等 ※単に既存路線の維持を目的とするものではないこと
	【タクシー関係】	地域の観光地の高付加価値化や観光施設等の収益力向上を目的とし、交通事業者が主体となって地域と連携して行う、観光客の輸送や観光地へのアクセス等に関わる観光需要にあわせた実証運行事業	宿泊施設等と連携して行うタクシーを活用した貸切型ツアーの実証経費、駅等と観光拠点等を結ぶ定額制運賃によるタクシー実証運行経費、等 ※単に既存路線の維持を目的とするものではないこと
	【鉄軌道関係】	地域の観光地の高付加価値化や観光施設等の収益力向上を目的とし、交通事業者が主体となって地域と連携して行う、イベント運行や増便等に係る実証運行事業	観光事業等と連携した運行経費 ※単に既存路線の維持を目的とするものではないこと
	【海事関係】	地域の観光地の高付加価値化や観光施設等の収益力向上を目的とし、交通事業者が主体となって地域と連携して行う、イベント運航や増便等に係る実証運航事業	観光事業等と連携した運航経費 ※単に既存路線の維持を目的とするものではないこと

※実証運行・実証運航の支援条件は以下の通りです

【条件】

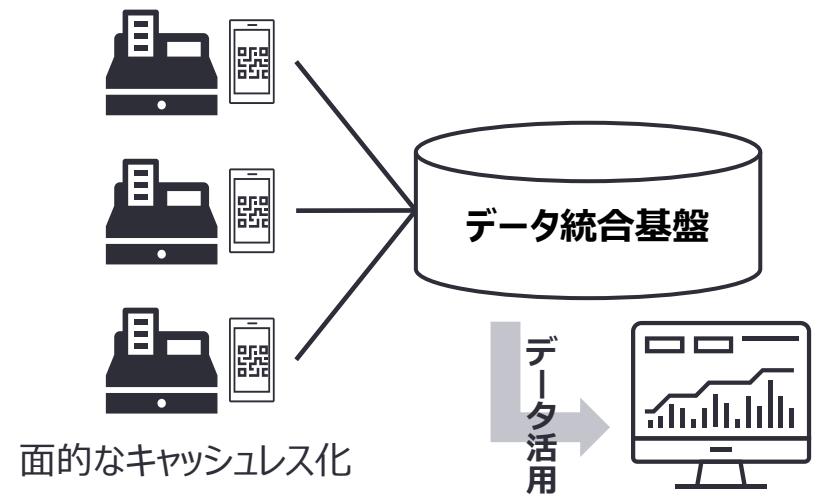
- ✓ 各種法令に違反しないこと・適切な地元調整が行われること・本事業終了後も、継続的に運行するための検討が行われていること・効果検証を行うこと
- ✓ 既存路線（航路）の維持が目的でないこと（観光促進を目的とした新規路線・増便・路線（系統・航路）の見直し、等）
- ✓ 特に許認可等や地元調整については、運輸局等・関係事業者とよくご相談の上申請ください

※なお、交通・観光連携型事業にて申請する交通事業者を含めないと地域計画が成立しない・5者要件を満たさないといった事情のある場合は、伴走支援時にご相談ください。

面的DX化計画 補助対象となる計画の具体例（詳細）

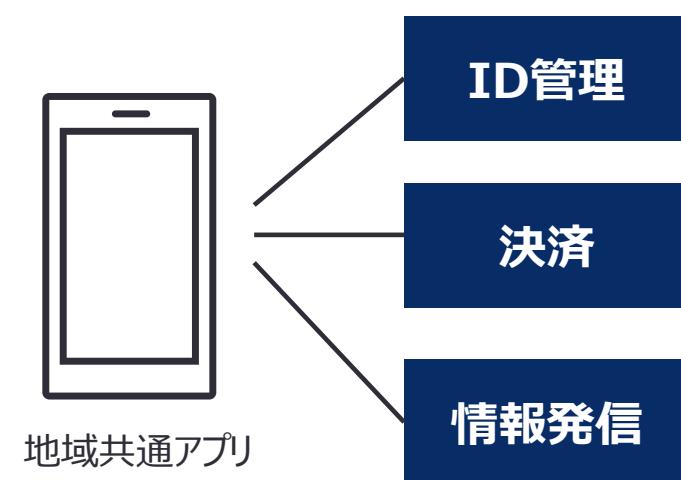
①顔認証等による面的なキャッシュレス化

- 手ぶらでの街歩きの促進、キャッシュレスによる地域全体の消費額の増加
- 取得データによる顧客との関係性の構築、収益性の向上等への寄与



②地域共通アプリの導入及びデータ分析

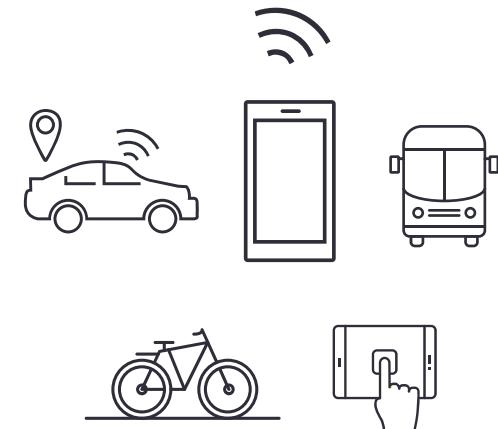
- 地域の宿泊・飲食・小売店等で利用できるポイント機能等を有する地域共通アプリを整備
- データ収集、分析、デジタルマーケティングによる宿泊者、地域全体の消費額増加



面的DX化計画 補助対象となる計画の具体例（詳細）

③地域回遊行動把握の仕組み構築

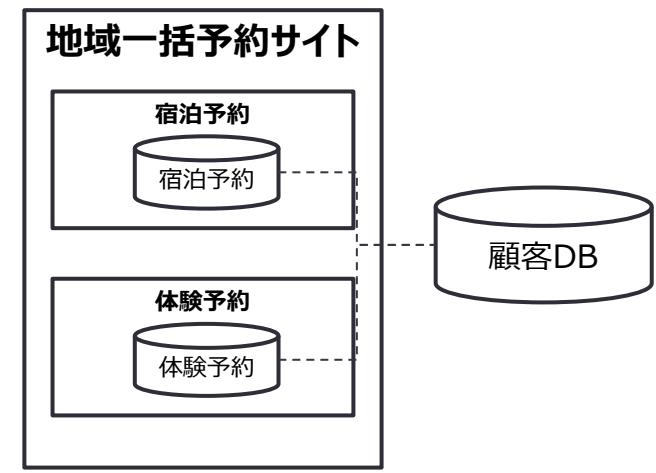
- ▶ 旅先のチケット購入から現地でのキャッシュレスかつ混雑を回避するスマートな移動を促進
- ▶ 観光客の地域内の消費回遊行動を把握することによる、地域全体の回遊性向上と消費額増加



地域観光型MaaS

④地域一括予約サイトの構築

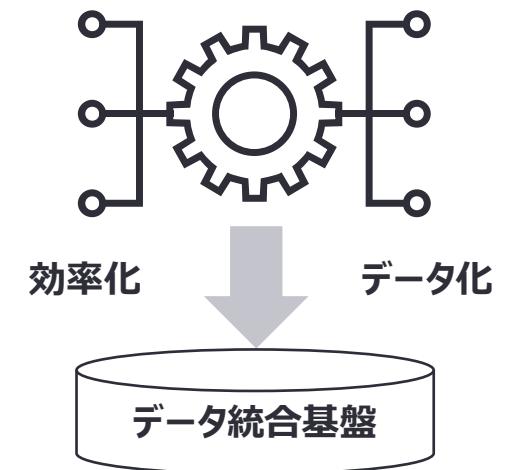
- ▶ 地域の複数の宿泊施設、アクティビティ、飲食店等の予約・事前決済や情報発信・プロモーション等を一元的に行うことのできるデジタルプラットフォームの整備
- ▶ 地域の予約一元化、国内外のデジタルマーケティングによる長期滞在・高単価化の促進



面的DX化計画 補助対象となる計画の具体例（詳細）

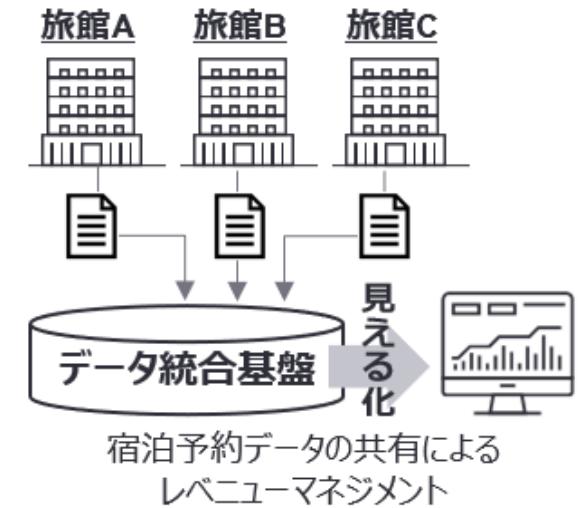
⑤業務効率化ツールの導入及びデータ分析

- ▶ PMS等を導入する等、フロント業務の効率化と顧客情報の収集・管理ツールとして活用
- ▶ 業務効率化による生産性向上、及びデータ収集、分析、デジタルマーケティングによる宿泊者、地域全体の消費額増加



⑥宿泊予約データの地域全体での共有

- ▶ 宿泊施設にPMS等のシステムを導入して地域共通基盤に接続し、予約・在庫等のデータを観光施設も含めた地域の観光関連事業者と共有
- ▶ 予約データの共有、DX基盤整備、宿泊施設及び観光関連事業者の適正な価格設定による収益増加



※その他、データを活用した革新的かつ観光地全体の生産性向上等の効果の高い取組についても想定

補助額上限に関しては、計画審査時に総合的に判断をいたします。あらかじめご留意ください

補助額上限
5,000万の取組
(想定)

補助額上限
2,000万の取組
(想定)

▶ 地域全体のデータを取得・活用が見込める取組

- 地域全体のデータを自動的に連携できる等の基盤（基幹となるようなシステム）構築を行う
- 参画している業種・事業者数が多い
- 取得データが限定的でない（域内の宿泊事業者全て、地域一括予約サイト等を想定）

▶ データの取得・活用が域内の限定的な取組

- データ連携が自動化されていない、連携先の基盤がない
- 参画している業種・事業者数が少ない取組
- 取得データが限定的である（DLしたユーザしか取得できない、その場所を訪れたユーザしか取得できない等）

計画審査時に総合的な判断で補助額上限を決定をさせていただきます

補助対象工事（補助対象事業①～④）

原則として、建設業法第3条に基づき建設業の許可を受けている者に発注できる「建設工事」は、補助対象となります

補助対象工事	前提
建設工事	<ul style="list-style-type: none">▶ 「建築物」及び、その「建築物に附属する工作物」の工事において、原則として、建設業法第3条に基づき建設業の許可を受けている事業者に発注できる建設工事▶ 但し、法律で義務付けられている工事は対象外（消防施設工事は認められない）

認められる建設工事の種類

- ▶ 土木一式工事
- ▶ 建築一式工事
- ▶ 大工工事
- ▶ 左官工事
- ▶ とび・土木・コンクリート工事
- ▶ 石工事
- ▶ 屋根工事
- ▶ 電気工事
- ▶ 管工事
- ▶ タイル・れんが・ブロック工事
- ▶ 鋼構造物工事
- ▶ 鉄筋工事
- ▶ 舗装工事
- ▶ しゆんせつ工事
- ▶ 板金工事
- ▶ ガラス工事
- ▶ 塗装工事
- ▶ 防水工事
- ▶ 内装仕上工事
- ▶ 機械器具設置工事
- ▶ 熱絶縁工事
- ▶ 電気通信工事
- ▶ 造園工事
- ▶ さく井工事
- ▶ 建具工事
- ▶ 水道施設工事
- ▶ 解体工事

出所：国土交通省「建設工事の内容及び例示等の解説について（平成26年12月25日発表）」※工事の具体的な内容について記載あり
https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000302.html

建設工事の中でも「本体」と「附帯」と分け、工事範囲に応じて補助対象経費の上限を設定しています

補助対象工事		工事範囲	補助対象経費
建設工事	本体	<ul style="list-style-type: none">▶ 原則、「建築物」及び、その「建築物に附属する工作物」の工事▶ 例外的に、建築物に附属しない塀、フェンス、生垣、サイン看板、駐車場、庭園・散策路、建築物からの通路や建築物間を繋ぐデッキは本体に含む	建設工事費全額
	附帯	<ul style="list-style-type: none">▶ 建築物に附属しない工作物等の工事（原則、本体と一緒にすること）▶ 附帯工事となる「工作物」は、例外的に本体に含むもの以外は、原則土地に定着する人工作物を指す。テニスコートやドッグラン、BBQ場、屋根及び柱若しくは壁を有しているが建築確認申請不要と特定行政庁と協議の上指導を受けている小規模な茶室や休憩所、等▶ 原則、個別事業計画の内容を個々に審査し、実施可否を判断いたします	建設工事本体の 1/2までを上限

＜留意点＞

※ 本事業では、原則、「増築」は認められません。但し、高付加価値化を行う上で真に必要な増築は、事務局にて個別事業計画の内容を審査の上、実施可否を判断させて頂きます。

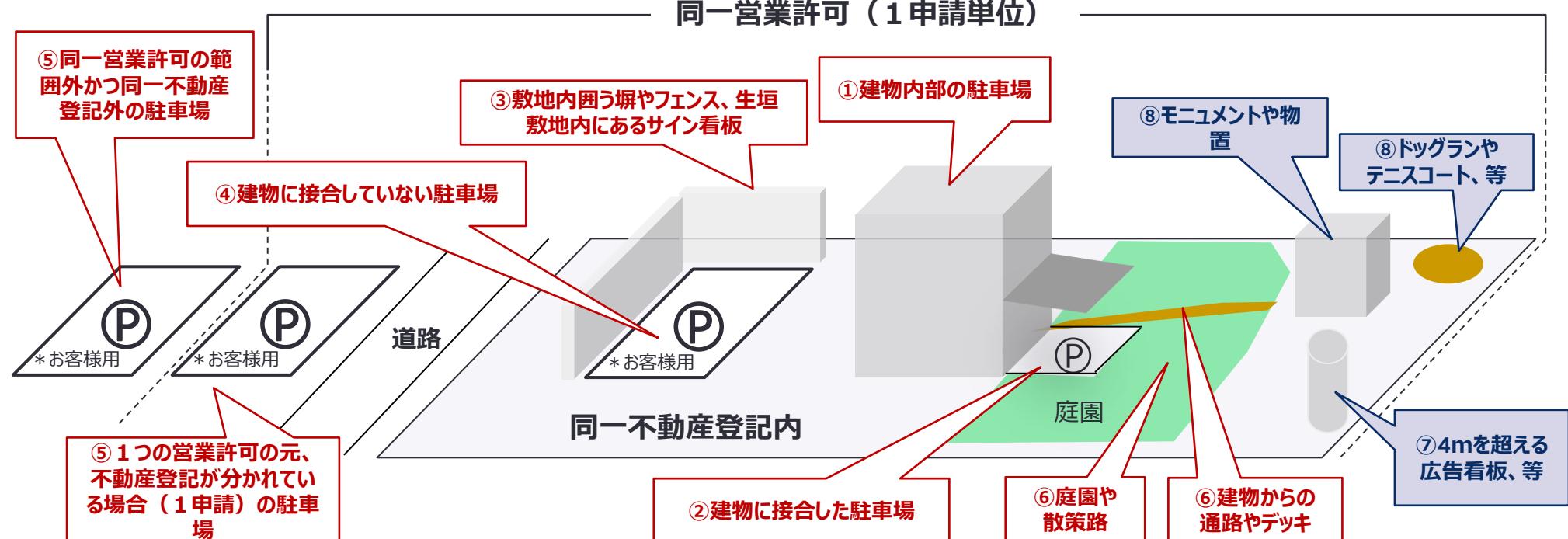
増築	<ul style="list-style-type: none">▶ 高付加価値化を行う上で真に必要な増築	建設工事本体の 1/4までを上限
----	--	---------------------

補助額

各補助対象経費の合計 × 各事業の補助率※（1/2もしくは2/3） ※ただし、1億円を上限とする

※ 第四回採択地域については、計画採択時に補助上限額や計画対象エリアに関して制約がかかる可能性がございます。

同一営業許可（1申請単位）の不動産登記内において、駐車場や庭園、散策路等は本体工事



工事箇所	工事区分
① 建築物内部の駐車場（地下駐車場や屋上駐車場等） ② 建築物本体と接合した駐車場の構造物（カーポートや庇等） ③ 敷地を囲う塀やフェンス、生垣、敷地内にあるサイン看板 ④ 同一不動産登記内の建築物から離れた駐車場 ⑤ 同一営業許可の元同一不動産登記外のお客様専用の駐車場 ⑥ 同一営業許可の範囲外かつ同一不動産登記外の当該施設を利用するお客様専用の駐車場 ⑦ 自然との境界線があいまいな庭園や散策路、建築物からの通路・デッキ ⑧ 建築基準法で規定されている工作物（4mを超える広告看板、等）	本体工事
⑨ その他、「建築物」以外の地面に定着する人工物、及び人工的に制作し、土地に定着して設置されている建造物（モニュメント、遊具、物置、ドッグラン、テニスコート、BBQ場、等）	附帯工事

補助対象経費

【地域計画】想定される補助対象経費・補助対象外経費(一例)

補助対象事業		補助対象経費の例
①	宿泊施設の高付加価値化改修※1	建設工事費、設計費、等※2
②	観光施設の改修	建設工事費、設計費、等※2
③	廃屋の撤去	建物撤去工事費、撤去に係る事前調査費
④	公的施設の観光目的での利活用のための民間活力の導入	建設工事費、設計費、等※2
⑤	実証実験	地域計画に基づく改修と連動して実施する、宿泊施設の生産性向上に資するシステム開発、コンテンツ開発、これら事業の実施に伴い必要となる備品・消耗品費等※2、交通運航実証に要する費用、等
⑥	面的DX化	本手引き82ページにて詳細をご説明します

※1：ここでいう「高付加価値化改修」は、単なる老朽修繕・補修は対象とせず、改修後各施設の収益力を向上させる改修を指す。

改修にあたっては、客室単価の増加割合等、具体的な収益（見込み）の前後比較等の資料についても提出いただく予定

※2：物品購入費は補助対象外。但し、**施設にビルトインもしくは固定された備品は例外措置として補助対象経費とする**（本手引き81ページ参照）

×補助対象外

- ▶ 消防法等の法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費
- ▶ 補助対象事業者の経常的な経費（補助対象事業推進にかかる人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料、等）
- ▶ 同一事業の経費において、国（独立行政法人含む）より別途補助金が支給されている場合
- ▶ 振込手数料
- ...

施設改修において導入する可搬性のある設備・備品・消耗品に係る費用は、原則として補助対象外。但し、一部の備品導入に係る費用は「例外措置」として補助対象とします

考え方

- ▶ 客単価上昇やオペレーション改善（生産性向上）に資することが明確な高付加価値化施設改修の一環で行うもののみが対象となり、備品・消耗品・設備導入のみの施設改修は原則認められない
- ▶ 但し、専門業者による埋め込み・配線等の設置工事が必要かつ、施設の内装工事と一緒に行なうことが経済効率的にも望ましい施設にビルトインもしくは固定された備品導入については、「例外措置」として補助対象とする

「建築物」及び、その「建築物に附屬する工作物」の工事において、建設業法第3条に基づき建設業の許可を受けている事業者に発注する建設工事の範囲で行われる備品導入費で「可搬性」のないものは可能（※消防施設工事は除く）

＜OK例：備品導入が認められる場合＞

- ✓ 「管工事」として行われる冷房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事等と一緒に発注可能な空調設備、冷蔵設備、厨房設備の購入費はOK
○：天井埋め込み式エアコン、家庭用エアコン、業務用冷蔵庫、手洗いシンク、等
- ✓ 「内装仕上工事」として行われる家具工事、インテリア工事、たたみ工事、ふすま工事、等。家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据え付ける家具はOK。但し、制作や工事を伴わない、メーカーへ発注し設置するだけのテーブルや椅子等のインテリア購入費は、可搬性があるためNG

＜NG例：その備品単体で使用ができ、転売が容易な「可搬性がある」ものは補助対象外経費＞

- ✓ 家電量販店で購入可能かつ専門業者に発注する設置工事が不要な空気清浄機や加湿器、家庭用冷蔵庫、等
- ✓ メーカーへ発注し取り寄せ設置可能なテーブルや椅子（固定しない家具）
- ✓ 一般的に流通している暖簾や簾
- ✓ 調理器具（家庭用電子レンジ、炊飯器、ポット、等）、食器、装飾品、美術品、リネン、アメニティ、消毒液の備品・消耗品、等

【面的DX化】想定される補助対象経費・補助対象外経費(一例) *公募要項に記載あり

補助対象事業		補助対象経費の例
⑥ 面的DX化		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 面的DX化の補助対象経費は、<u>本事業の対象として明確に区分できるもの</u>であり、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる必要があります ▶ 交付決定を受けた日付以降※に発注を行い、<u>補助対象事業実施期間内に支払いを完了したもの</u>に限ります <p>※事務局から事前着手の承認を受けた場合は、事前着手の承認以降に発注等を行った補助対象事業に要する経費も補助対象経費とし、交付決定前に補助対象事業を開始することができます</p>

<OK例：補助対象経費>

- ✓ システム等の開発・導入・カスタマイズ費用、ベンダ費用
- ✓ 参加事業者における専用端末設置費用（キャッシュレス端末の導入費、等）、通信環境整備費等の初期設定費用
- ✓ 参加事業者におけるシステムとの連携費用（参加事業者におけるPMS等の導入費、等）
- ✓ 専門家経費（外部人材招聘経費※事務局を経由していただく想定です） 人材教育費（外部公開セミナー・資格取得、等）等、事業推進に必要な場合
- ✓ 事業評価に要する経費（事業推進に必要な調査費用、等）

なお、**面的DX化計画では、一部専用端末導入費等、資産となりうるものも補助対象経費に含まれます。**補助対象事業により取得又は効用の増した財産を事前の承認なく処分制限期間内に処分したことが発覚した場合は、交付決定を取り消し、補助金の全額返還を命ずる可能性があります

<NG例：補助対象外経費>

- ✓ 本事業の対象案件として選定される前の経費
- ✓ システム利用費（保守費・運用費・維持費・サブスクリプション、等）
- ✓ 事業期間に係らないシステム等の構築や開発・カスタマイズ費用、システム機器等のレンタル・リース代
- ✓ 広告宣伝費（販促ツール、ノベルティ、動画制作、等）

複數年度申請

第三回計画申請においては工期の制約から、予算配分を令和5年度に寄せるることは求めないため、予算配分に関わらず2月29日以降の工期を設定することが可能です

工期の分割

▶ 2カ年の工期を事業スケジュールに沿って年度ごとに分割※

分割前

2カ年工期

分割後

令和5年度工期

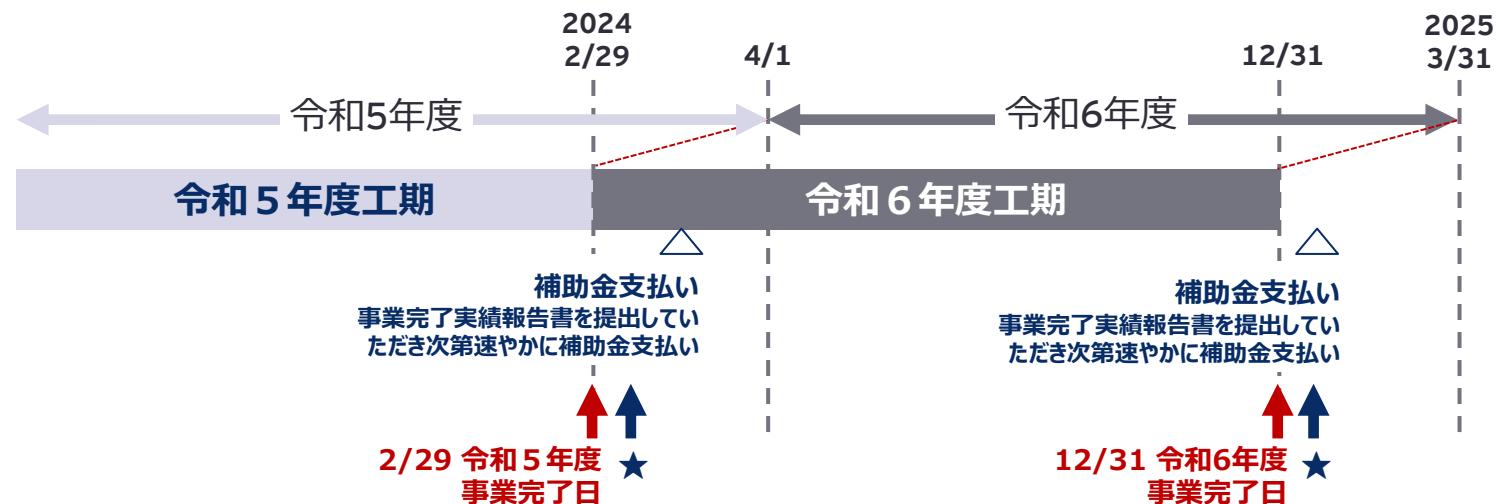
令和6年度工期



分割する基準は令和5年度の事業完了期限の**2024年2月29日**

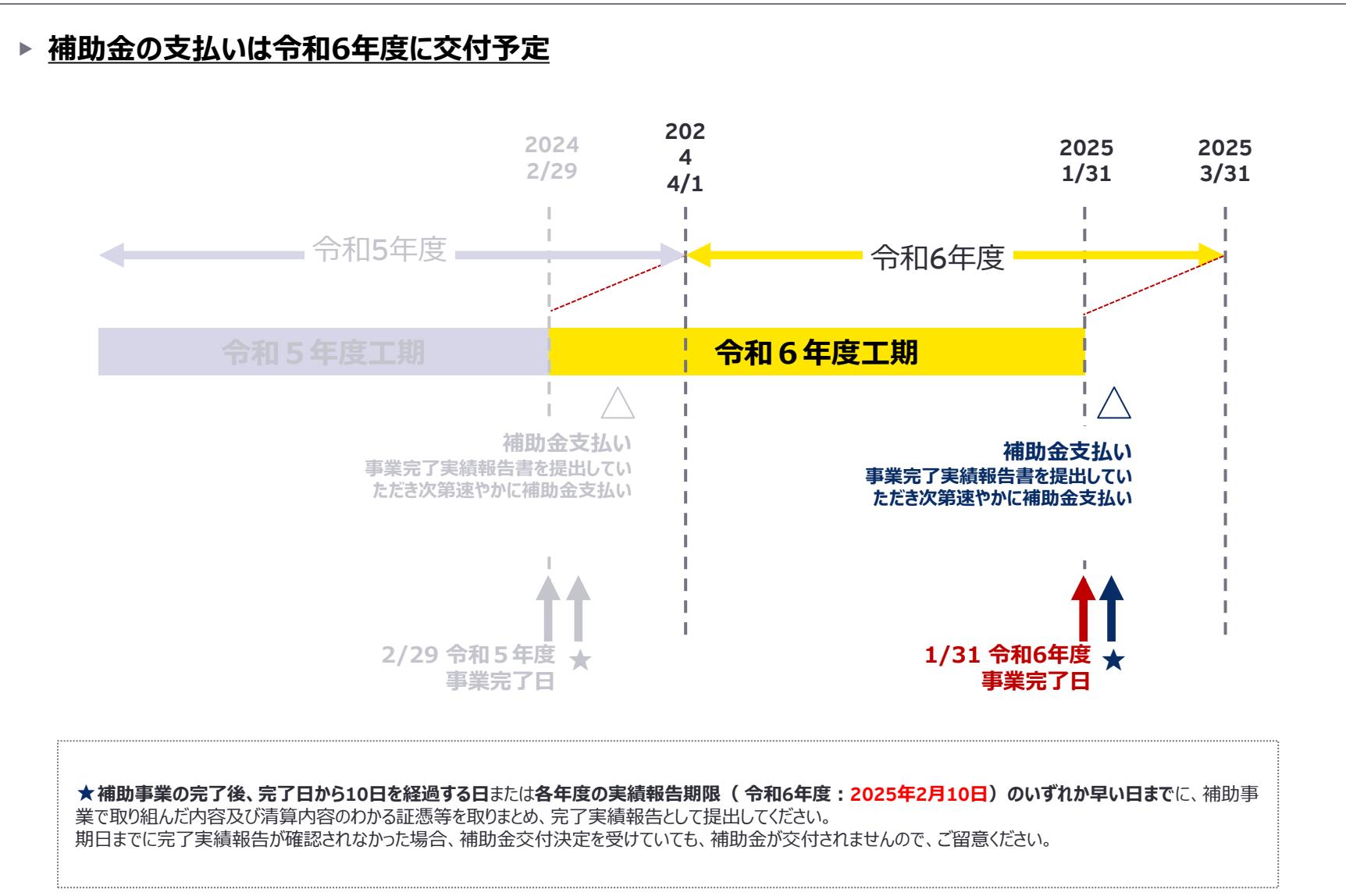
事業完了日 及び 完了実績報告 提出期限

▶ 補助金の支払いは令和5年度と6年度に交付予定



★補助事業の完了後、完了日から10日を経過する日または各年度の実績報告期限（令和5年度：2024年3月6日 / 令和6年度：2025年1月10日）のいずれか早い日までに、補助事業で取り組んだ内容及び清算内容のわかる証憑等を取りまとめ、完了実績報告として提出してください。期日までに完了実績報告が確認されなかった場合、補助金交付決定を受けていても、補助金が交付されませんので、ご留意ください。

第四回計画申請においては2025年1月31日までに事業完了をしていただき、速やかに実績報告をお願いいたします



事前着手制度

事前着手制度

事前着手制度を利用することで、交付決定より前に着手した事業も、補助対象とすることができます。ただし、計画採択されるとは限らず、補助金交付が交付されないリスクを含みます

事前着手制度

- ▶ 補助対象事業の開始は交付決定後に行うことが前提であり、交付決定前に発注等を行った補助対象事業は、原則として補助金の交付対象とはならない
- ▶ ただし、施工期間の制約等で早期に必要となる経費について、補助金の交付決定前であっても、事務局から事前着手届出の受理を受けた場合は、事前着手の受理日以降に発注等を行った補助対象事業に要する経費も補助対象経費とすることを可能とする
- ▶ 届出は申請団体代表が行い、受理された場合はその団体の全ての個別事業者に適用される。
- ▶ 複数年度にわたる補助対象事業の場合は、令和5年度にのみ申請が必要となる（令和6年度は不要）

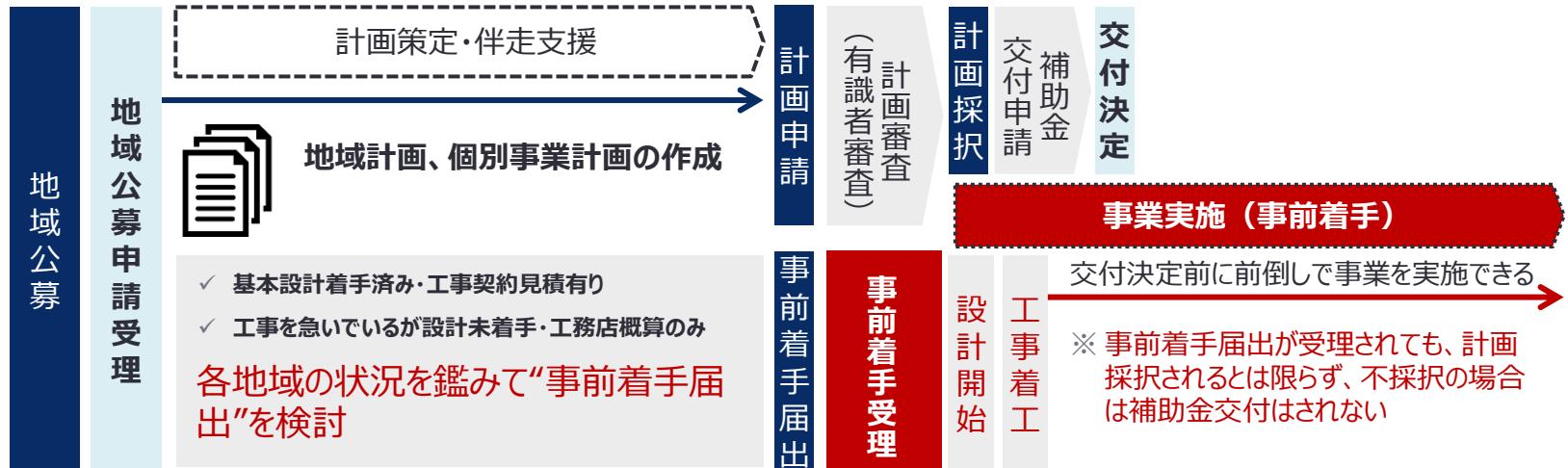
通常：交付決定後に事業実施



事前着手：交付決定前でも事業実施可



計画書が遅れている・
工事可能期間が短く、
急いで取り掛かる必要がある事業者



※地域計画が不採択となり、次回以降の計画審査で採択となった際には、最初の提出・受理をもって事前着手可能日とします

付録

地域公募申請から計画申請までの 業務フロー詳細

地域公募時からキックオフまでの詳細オペレーション

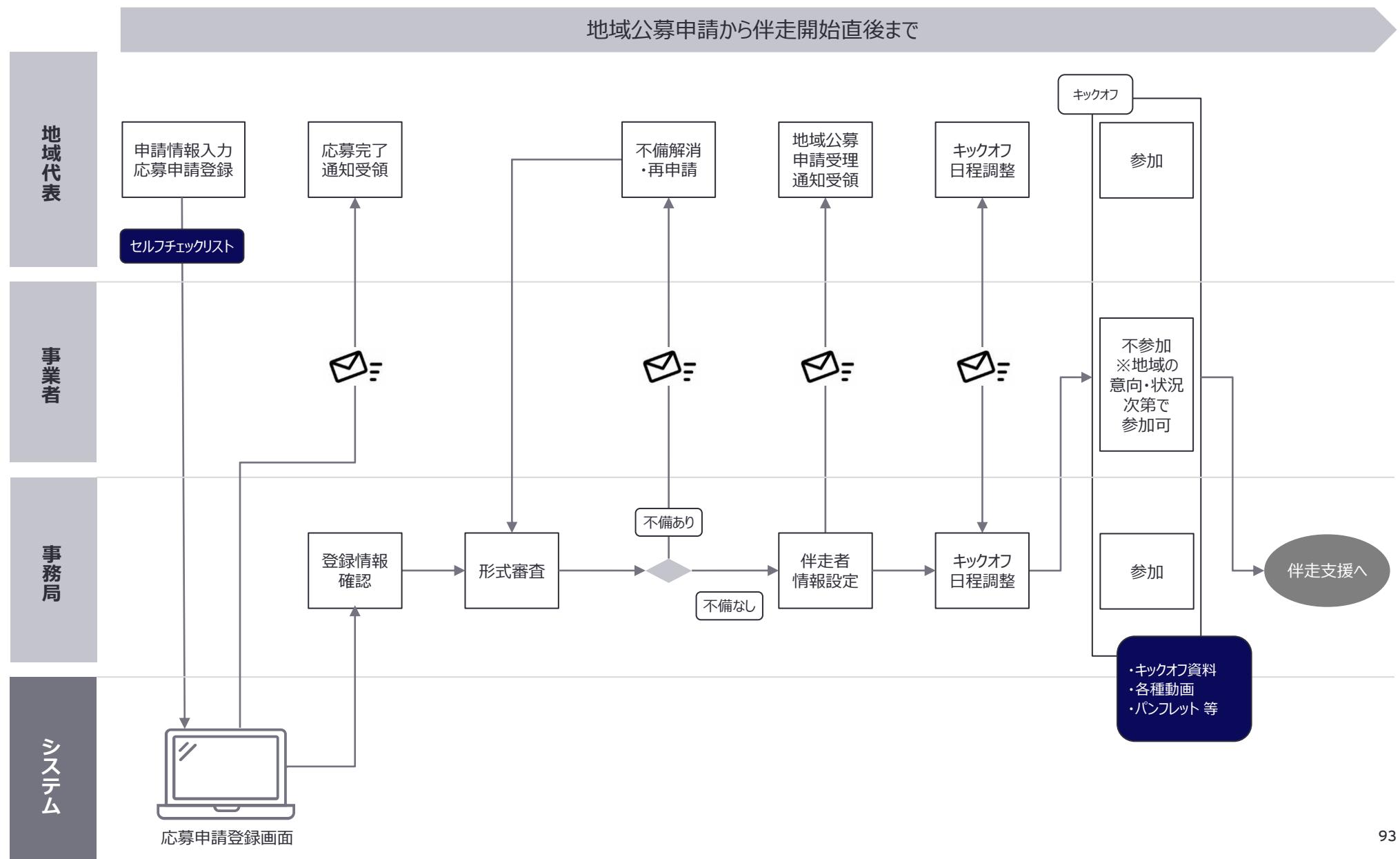
伴走開始から計画申請までの詳細オペレーション

>様式 1・2

>様式 3 及び添付書類

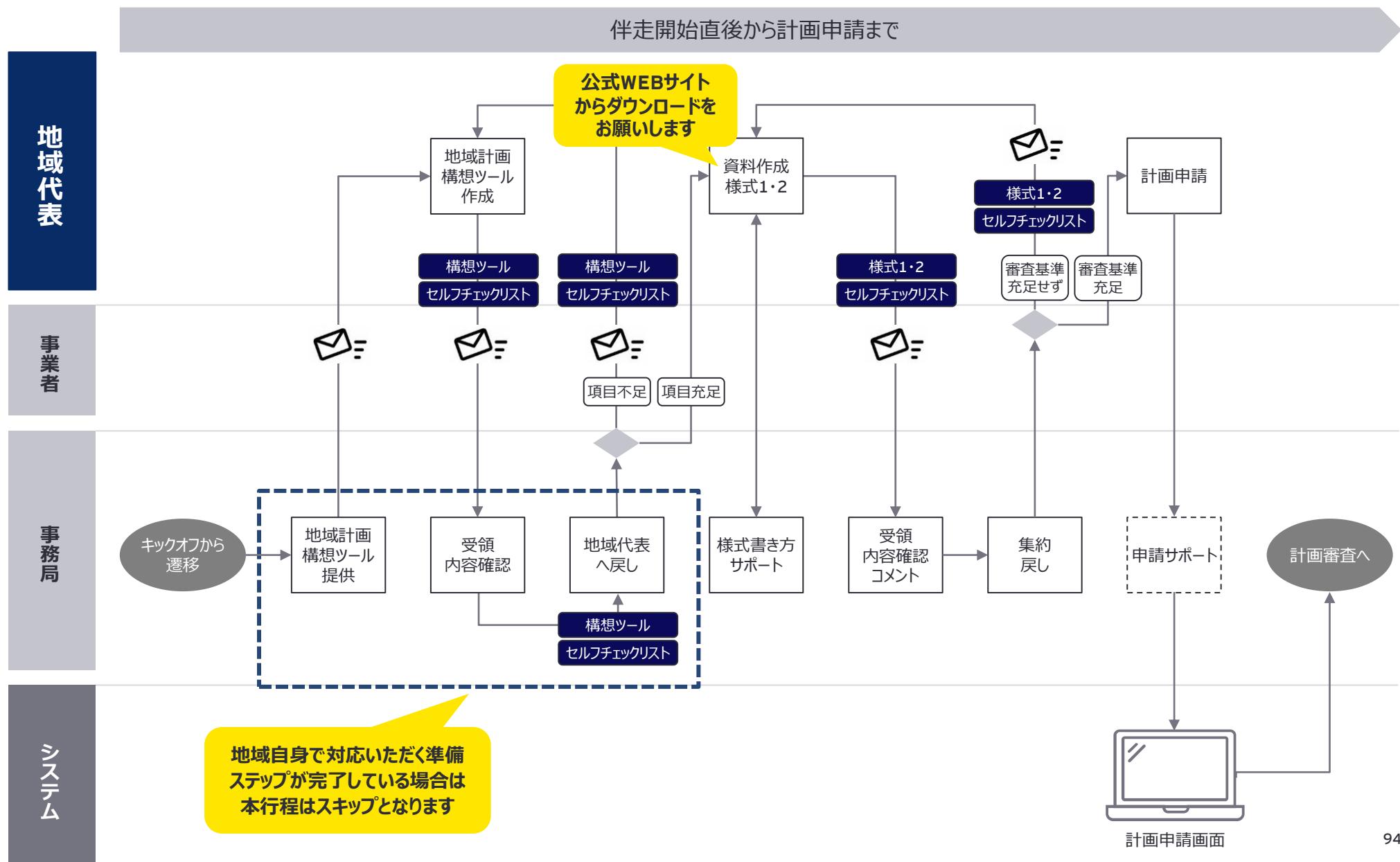
>様式 4・5 及び添付書類

地域公募申請からキックオフまでの業務フロー詳細



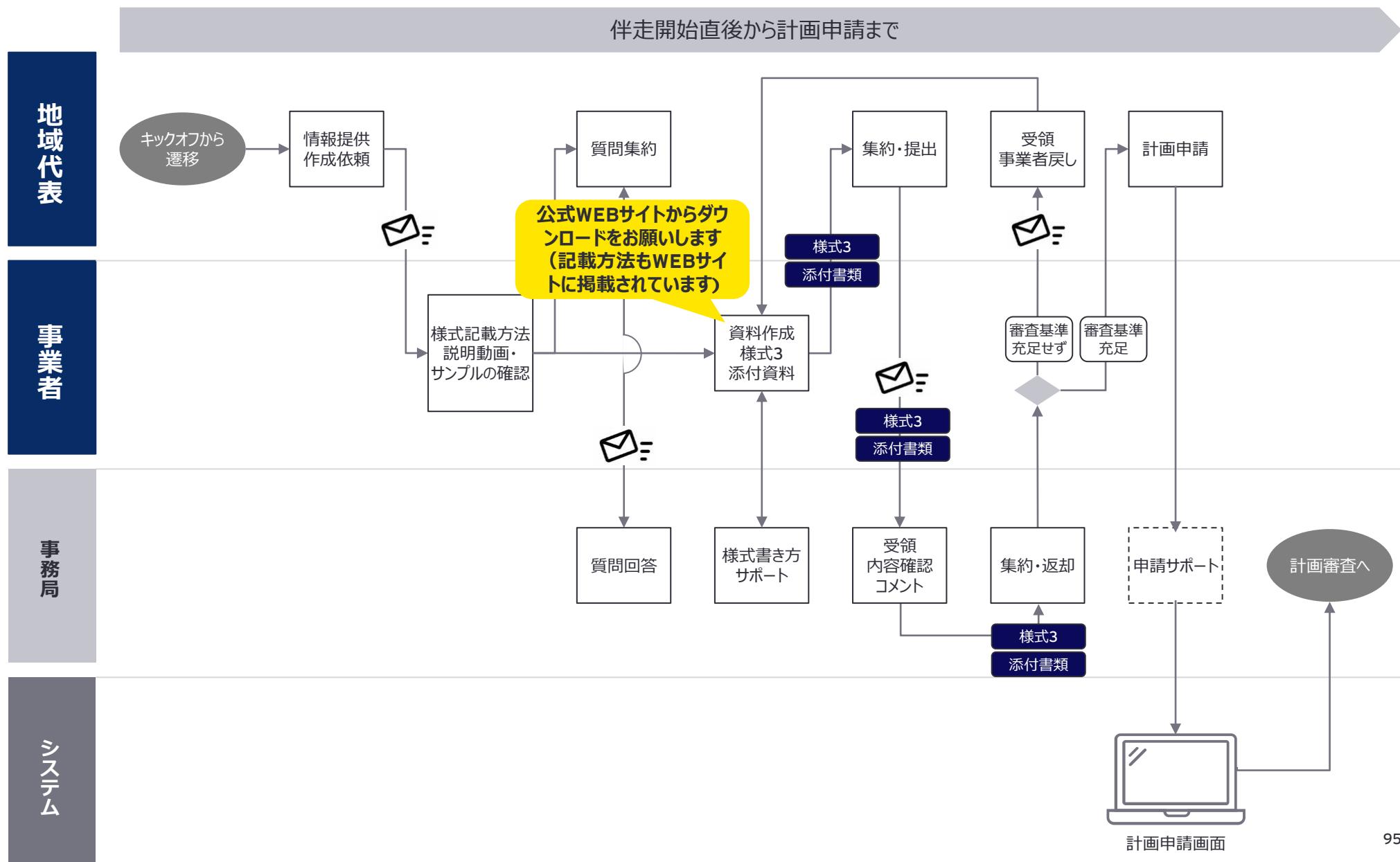
伴走開始から計画申請までの詳細オペレーション（様式1・2）

地域計画（様式1）及び面的DX化計画（様式2）は地域代表の方に観光庁公式HPからダウンロードの上で作成・提出して頂きます※



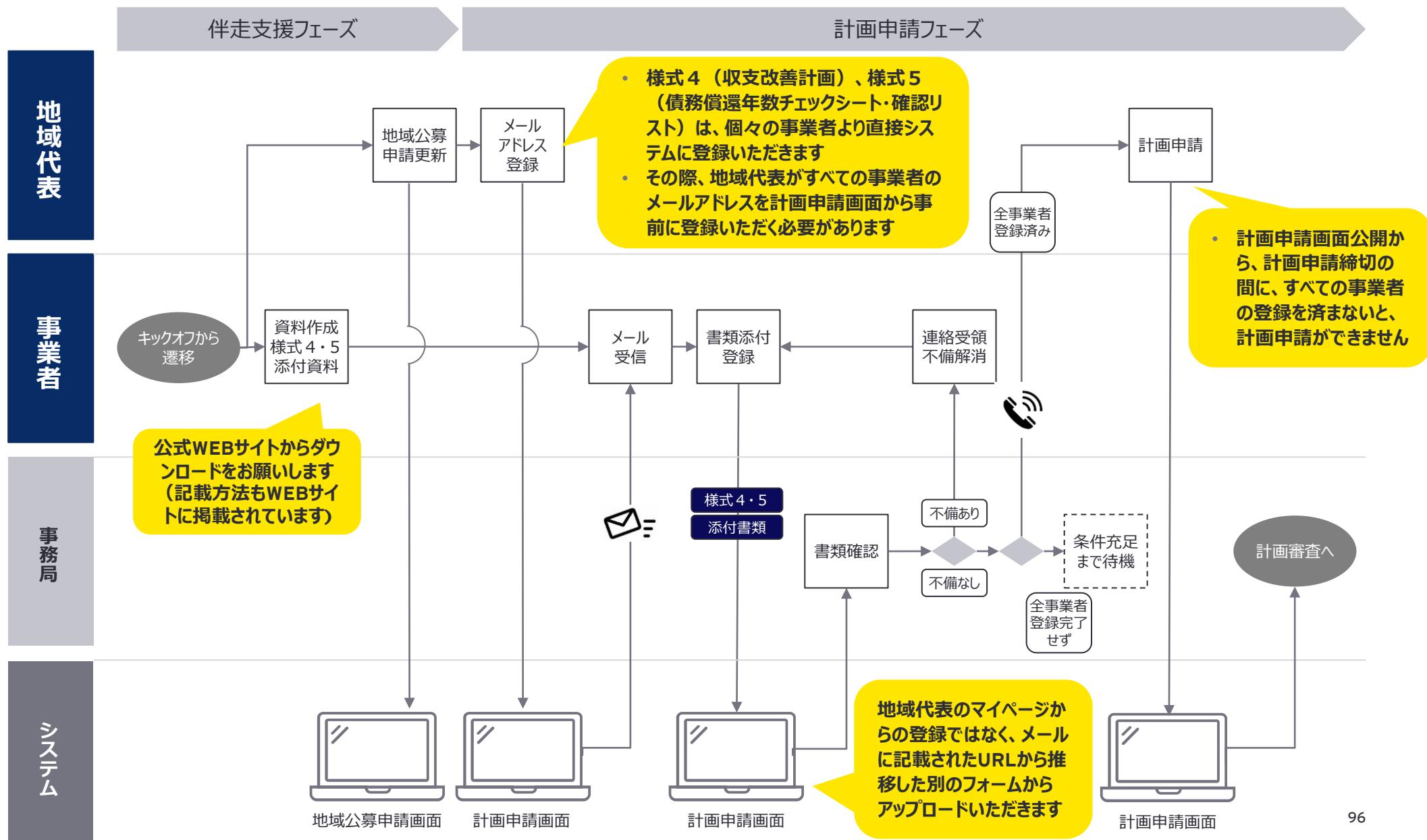
伴走開始から計画申請までの詳細オペレーション（様式3及び添付書類）

個別事業計画（様式3及び添付書類）は各事業者様がそれぞれ観光庁HPより入手・作成してください。計画申請システムでの提出は地域代表がまとめて行ってください



伴走開始から計画申請までの詳細オペレーション（様式4・5及び添付書類）

収支改善計画（様式4）債務償還年数チェックシート（様式5・添付書類）は、各事業者様それぞれが観光庁公式HPからダウンロードの上で作成・提出して頂きます



本公募の手引きの更新履歴は以下の通りとなります

バージョン	発行日	変更内容
1.0	令和5年3月15日	<ul style="list-style-type: none"> 初版発行
2.0	令和5年4月12日	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業営業許可証の写しの提出期限を訂正（P33） 地域計画の審査基準における「面的な取り組み」の定義を補記（P38） 地域計画の審査基準における「面的な取り組み」の詳細、評価の目安を追加（P39） 計画策定におけるお願い事項を追加（P40） ③‘廃屋の撤去＋再建につき、補助上限を2億円(①と③の合計額)と記載（P59） 参照ページ番号修正（P60） ページの入れ替え（P61・62） 語句の訂正：建築物又はこれに附属（P63） 交通事業者を含めないと地域計画が成立しない事象における対応の追記（P70） 語句の訂正：建設業第3条→建設業法第3条、塗装工事の重複表記の削除（P76） 語句の訂正：事業者に発注する建設工事→事業者に発注できる建設工事（P76） 同一営業許可の範囲外かつ同一不動産登記外のお客様用駐車場の取り扱いの追記（P78） 語句の訂正：物品購入費も補助対象外→物品購入費は補助対象外（P80） 語句の訂正：建設業第3条→建設業法第3条（P81） 付録の追加（P・90・91・92・93・94）
3.0	令和5年5月30日	<ul style="list-style-type: none"> 必須提出書類に不動産登記簿を追加(P33) 不動産登記簿謄本(未登記の場合の代替措置)について説明追加(P44) 担保設定の建物に関する条件の説明修正(P50) ③‘廃屋の撤去＋再建の申請方法について説明追加(P66) ⑤実証実験の説明追加(P71) R6年度単体での申請要件緩和(P86) 事前着手制度を「申請」から「届出」にする修正(P91)
4.0	令和5年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> 不動産登記簿の写しを「必須」から「任意」提出書類に変更(P33) 任意提出書類に不動産登記簿の写しを追加(P34) (特定事業者のみ対象)交付申請時に不動産登記簿の写しが必要である旨を追記(P44) R4年3月31日以降の新設法人が補助率1/2となる説明追記(P56) 実証実験の目的・準備・評価基準の説明追加(P71・72・73)

本公募の手引きの更新履歴は以下の通りとなります

バージョン	発行日	変更内容
5.0	令和5年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> 2020年3月31日以降に新設された法人については、補助率が一律で1/2となる旨を修正(P56)
6.0	令和5年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> 第三回計画申請において、工期の制約による条件緩和 令和6年度単体工事を認める旨を修正(P88) 工事費の予算配分を令和5年度>令和6年度であることを求めない旨を修正(P89)
7.0	令和5年9月21日	<ul style="list-style-type: none"> 第三回計画申請地域に対する、複数年度申請に係る補足追加 計画申請期限および令和5年度の残事業期間に鑑み、改修規模を問わず複数年度での申請・工事が該当する旨に係る補足を追記(P90)
8.0	令和6年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> 第四回計画申請において、令和6年度単年申請に係る修正(P19,20,43,73,81,89) 補助要求額に対する、制約条件を追記(P35,60,81)